

第 8 6 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 3 号)

招 集 年 月 日 令 和 元 年 6 月 1 7 日 (月 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 6 月 1 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 3 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 一 般 質 問

応 招 議 員 (1 6 名)

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番 津 田 晃 伸 議 員	2 番 宮 元 裕 祐 議 員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議 員	4 番 西 本 諭 議 員
5 番 今 井 和 夫 議 員	6 番 大 久 保 陽 一 議 員
7 番 田 中 孝 幸 議 員	8 番 神 吉 正 男 議 員
9 番 田 中 一 郎 議 員	1 0 番 山 下 由 美 議 員
1 1 番 飯 田 吉 則 議 員	1 2 番 大 畑 利 明 議 員
1 3 番 浅 田 雅 昭 議 員	1 4 番 実 友 勉 議 員
1 5 番 林 克 治 議 員	1 6 番 東 豊 俊 議 員

欠 席 議 員 な し

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 宮 崎 一 也 君	書 記 小 谷 慎 一 君
書 記 小 椋 沙 織 君	書 記 中 瀬 裕 文 君

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市	長	福	元	晶	三	君	副	市	長	中	村	司	君
教	育	長	西	岡	章	寿	参事兼総合病院事務部長	隅	岡	繁	宏	君	
企	画	総務部長	坂	根	雅	彦	まちづくり推進部長	津	村	裕	二	君	
市	民	生活部長	平	瀬	忠	信	健康福祉部長	世	良		智	君	
産	業	部長	名	畑	浩	一	建設部長	富	田	健	次	君	
一	宮	市民局長	上	長	正	典	波賀市民局長	坂	口	知	巳	君	
千	種	市民局長	福	山	敏	彦	会計管理者	田	中	祥	一	君	
教	育	委員会教育部長	前	田	正	人	農業委員会事務局長	西	村	吉	一	君	

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(東 豊俊君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき発言を許可します。

6番、大久保陽一議員。

○6番(大久保陽一君) おはようございます。6番の大久保陽一です。議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を行います。

若者・子育て世代の人口流出に歯どめをかける対策を、2014年度から2018年度の5年間で宍粟市から市外に転出された方が5,236人、毎年1,000人以上の方が市外に転出されています。

また、この5年間に市外から宍粟市に転入されてきた方が3,424人、差し引き5年間で1,812人の転出超過となっています。

また、宍粟市からの主な転出先は、この図にもあるんですけども、姫路市、たつの市など近郊のまちに多くの方が転出されております。また、転出された方の年齢を見ますと、39歳以下が全体の8割を占めております。

若者・子育て世代の方が姫路市などへ転出されている様子が数値からも明らかになっています。当然若者は転出されるわけですから、少子化に歯どめがかからなくなっていることも見てとれます。

宍粟市の出生数の推移を、お手元にも配付していると思いますが、見ますと、2009年度から2012年度までは毎年300人前後の出生数でありましたが、年々下がって行って、一昨年は198人、昨年度に至っては190人となっております。

市は、森林から創まる住まい環境づくりの中で、人口流出の抑制に向けたダム機能の強化を念頭に、地域の強みを生かして就労の場の不足や通勤・通学の不便などの弱みをカバーし得る魅力ある住環境、子育て環境の整備を促進することにより、積極的に若者・子育て世代の定住化を図りますと目標を定め、宍粟市の重点事業として住環境整備の推進、子育て支援、公共交通の利用促進など、積極的に取り組まれています。少子化の流れを引き戻すのは容易なことではありません。

現状の少子化が続きますと、宍粟市の学校教育にも大きな影響を与えます。若者・子育て世代の声に応えた行政施策が必要です。2016年度に市が行いました子育て応援住環境整備に係る意識調査、ここからも多くのことが行政に対して求められていると思います。

一つ、子育て環境を充実させるため近隣市同様、児童館を設置されたい。子育て支援センター、学童保育、こども園などなど、いろいろな形で市も子育て施策を取り組まれておりますが、やっぱり生まれたゼロ歳の子どもから18歳の子どもの居場所としてもある、児童福祉法にも規定されている児童館の設置がこのアンケートからも求められているんじゃないかと思います。よろしくお願いします。

2番目として、公共交通機関の充実に向けた他市町、例えば姫新線新宮駅とこの宍粟市とを結ぶバスの本数、そして時間的にももう少し遅くまで増便を図られる必要があるんじゃないかと。このこともアンケートの中で多く答えられております。また、当然のこととして、姫新線の姫路だけじゃなしに、宍粟市との公共交通もそうだろうというふうに思います。もちろん道路整備もそうだと思うんですけども、宍粟市と市外のまちとを結ぶ公共交通のあり方、ここの充実を求める声が市外に転出していった方の意見として多くあったと思います。ぜひそのことにも応えていただけたらというふうに思います。

三つ目に、若者・子育て世代の人々が宍粟市内で住宅を取得しやすい環境整備が求められています。官民一体となった割安感のある住宅分譲が行われるべきだというふうに思います。宍粟市のほうが太子やたつのや姫路やほかのまちで同じ金額を払って住宅地を取得する、住宅を取得するのであれば、宍粟市のほうがより広いゆったりした庭つきのお家が手に入るということを、ここはもっと明確にしていくべきじゃないのかと。宍粟市から少し離れたところに住んでいる、たつの、姫路に住んでも、家を建てる時は宍粟市という選択肢が入る。また、逆に一旦宍粟市から離れられても、特に宍粟市から離れられている人の多くは姫路市だとか、たつの市の近郊のまちにいらっしゃるんですから、そのときに、その方がお家を建てる時に選択肢として宍粟市のほうが広い家に同じ金額だったら住めるなということを明確に提示していく必要があるんじゃないかと思います。これもアンケートからここは読み取れてくる部分だろうというふうに思います。

4番目として、この子育て応援住環境整備に係る意識調査の中でも、自由回答の中で圧倒的に多くの方が可燃ごみ収集、週2回を求めておられます。このことに対してぜひ応えていただきたいというふうに思います。もっと分別をすれば1回でい

いんじゃないかとか、コンポストを利用したら2回収集しなくてもいいんじゃないかという意見もあろうと思うんですけれども、やはり選択肢を持たせて、これがあるからこっちは我慢しなさいということじゃなしに、市としてもっと選択肢を市民に示すべきだろうというふうに思います。

以上の4点と、それと定年まで、あるいはその近くまで大都会、東京、大阪、名古屋等で宍粟市を離れられて会社勤めをされて、一定程度子育ても終わった、定年退職前後になった方がもう一度ふるさとである宍粟市に帰ってきたいと。帰って、まだ60歳前後でしたら体も元気ですし、この宍粟市で働きながらもう一度自分の人生を歩みたいと思われる方に、宍粟市に帰ってくるシステム、定年後の帰郷システムを市として構築していったらどうかというふうに思います。

以上の質問をもって第1回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（東 豊俊君） 大久保陽一議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。どうぞ本日もよろしくお願ひ申し上げたいと、このように思います。

大久保議員のほうから大きく2点の大きな御質問をいただいております。

特に、1点目の児童館あるいは姫新線、さらにまたごみ、これについては一定いろいろこれまでも御質問いただいておりますし、現実、進んでいる部分もありますので、副市長なりあるいは担当部長のほうから細部にわたって答弁させたいと思います。

3点目の特に御質問であります。前段、お話がありましたとおり、宍粟市の現状を見ますと、この近郊への人口流出というのは確かに7割弱であります。そのほとんどが姫路あるいは高砂、あるいはたつの、太子の近郊という状況であります。しかも、転出の年代というか、世代であります。特に18歳、それから22歳、それから30歳前後ということでありまして、御質問の中身にあつたとおりであります。

したがいまして、そういったことをきっちりターゲットにしなから、地域創生の総合戦略の中でアクションプランでこれまでも取り組んできたところであります。いよいよ地域創生の5年目を迎えて、さらにこのことも十分さらに加速しなくてはならないと、こういう状況であります。現状を見ますと、なかなか人口減少には歯どめにかからないということも事実であります。そういったことを見ながら、さらにいろんな戦略を練り上げながら、またこれまで取り組んできたことを含めていろいろ検証しながら進めていく必要があるだろうと、このように考えております。

そういった中で、3点目の中で、定住施策ということ、あるいは宅地造成を行ってという御質問であります。御承知のとおり、市も未活用というか、未利用の公共用地を何とか活用したいということで、宅地分譲については平成29年度から未利用になっております公有財産について宅地として売却を進めており、特に子育て世代の施策として、安価な価格として、平成30年度には2筆の売却が決定したところであります。できるだけ若い人たち、あるいは子育て応援ということで、そういったことで公共用地を宅地分譲したと、こういう状況であります。

あわせて、農地付きの空き家など、空き家バンク制度による情報提供であったり、あるいは住宅の購入促進のための森林の家づくり支援事業など、若者や子育て世代も含めて宍粟市での住宅の取得を推進しているところであります。現状としては御存じのとおり、宍粟市の材を使っていたら幾ら、他市町から来ていただいたら幾ら、あるいは子どもさんが何人いらっしやったら幾らということも含めまして、最大120万円の補助を設けて、そういったところにアプローチをかけておるところであります。徐々にそういった形で市内へ住宅地を求めてということもふえつつありますが、なかなか現状は厳しい状況も十分認識をしておるところであります。

そういう中、御質問の官民一体での宅地分譲についてであります。協働での宅地分譲開発というのは、非常にいろんな制約がありまして難しいものと考えております。先ほども申し上げました空き家バンク、あるいは市の宅地分譲を含めまして宅建の業者の皆さんとも十分協議しながら、協働でこれまでも取り組んできた経緯があるわけでありまして、したがって、今後、宍粟市での若い人たちあるいはいろんな方々が住宅購入促進については、ある意味、御質問のあったようなことをさらに進めていくことが官民一体になって非常に重要と捉えておりますので、それぞれの業界とも十分これから共通理解しながら、協働で進めていきたいと、このように考えております。そのことが御質問の意図されるところにつながってくると、このように考えております。

次に、定年後に帰ってこられる帰郷システムの構築をということですが、定年後、宍粟市へのUターンを推進することは有効な施策であると、これはそのとおりだと、このように考えております。生まれ育った宍粟市に帰ってきてもらうためには、転出時から、いわゆる宍粟市から出られたときから、宍粟市にかかわりと興味を持ってもらい、同時にいつかは帰ってきたい、こう思ってもらえるような取り組みが不可欠であると、このように考えております。当然でありますので、その

ことは全職員も共通の認識をしながら、あらゆるところでそういうかかわりを持つことは重要であります。直接的な支援だけではなく、教育の分野であるとか、あるいは福祉施策、あるいは生活環境など、いわゆる全庁挙げて政策を総動員して目的を達成するというか、あるいは目的を持ってそういった取り組みを継続していく、このことが今日非常に特に重要になってくると、このように考えております。

これまでも移住者が住む、働くことに着目をし、起業家支援、あるいは新規就農支援、空き家バンク制度、森林の家づくり応援事業などなど、また本年度は新たに移住地域をピンポイントに絞り込んだ東京圏の在住者移住者支援事業を展開して、U・J・Iターンの推進に取り組んでおるところであります。

本年度は特に転出の状況あるいは転入の状況、これまでの先ほどおっしゃった5年間等々のことを十分検証しながら、この取り組みをさらに進化させていく必要があると、このように考えております。

御提案のこのそういうシステムのことについてであります。やはり繰り返しになります。帰ってきたいと、こう思ってもらえるようにつながる、そんなことを考えながら、このシステムが一体どうなのか、あるいはどういった形がいいのか、こういうことについては少し研究をさせていただきたいと、このように考えております。

それは、これまでのこの4年間の地域創生の戦略プランの中でも取り組んできたことを検証しながら、あるいはそれぞれの施策をうまくつなぎ合わせて、どうシステム化して、あるいはまちに出ている方にアプローチをかけていくかということも重要だと、このように考えておりますので、しばらく研究させていただきたいと、このように考えております。

その他のことにつきまして、冒頭申し上げたとおりでありますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

中村副市長。

○副市長（中村 司君） 失礼します。私のほうからは、公共交通機関の充実についての御質問にお答えをさせていただきます。

この公共交通機関の充実に向けた他市町と宍粟市を結ぶバス路線の増便、例えば播磨新宮駅からの部分も含めてということでございます。この部分につきましては、やはり通勤・通学の皆様の利用、あるいは姫新線との乗り継ぎがスムーズになるような、そういう利便性が求められていると考えております。

この部分につきましては、関係市町とも調整の上、バス路線の維持・確保、あるいは地域公共交通ネットワークの充実に向けた取り組みなどを通して、事業者のほうとも協議し、働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 失礼いたします。私のほうからは、週2回の可燃ごみ収集の早期実施についての御質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

週2回の可燃ごみ収集につきましては、平成30年度に子育て応援事業の一環として、おむつやにおい対策など、可燃ごみ週2回収集の実施を地区限定で実施をさせていただきまして、実証地区でのアンケート調査によるニーズを把握をさせていただいたところでございます。

ニーズの中には、期間限定も含めて週2回収集を望んでおられる意見が多くなっている結果となっておりますが、可燃ごみ排出量の増加や収集経費の観点から、現状の継続や地域に合った収集との声もお聞かせいただいております。市としましては、アンケート調査での御意見や所管の常任委員会からの御意見をいただいた中で、一度立ちどまり、モデル地区以外の市民も含めたニーズ調査が必要であるという判断をさせていただきまして、本年度に多くの市民の意見の聴取を行った上で判断をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） それでは、私のほうからは、児童館についての御質問にお答えをいたします。

児童館の必要性につきましては、一昨年12月議会、それから昨年9月議会におきまして御質問をいただきまして、引き続き調査を行うこと、また、他市町の状況や宍粟市の発足時に児童館が設置されなかった経緯、国の動きなどについて御報告をさせていただいたところでございます。

御承知のとおり、児童館は児童が健全に心豊かに育つために、さまざまな役割を持つこととされており、他市町では、その活動の一つとして乳幼児や子育ての相談、母親クラブや子育てサークルの運営等が行われておりますが、こうした役割につきましては、宍粟市においては子育て支援センターやしーたん広場において対応させていただいております。

また、児童の放課後等の受け入れとしまして、先ほど議員のほうからもございました放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育事業や放課後子ども教室事業等に対応をしておるところでございます。

現在、市では、各市民局管内で計画策定を含め、整備を進めております仮称の市民協働センターにおきまして、土日等の施設の開放も検討しており、その運用の中で子育て環境の充実を進めたいと、このように考えております。

今後は、効果的な児童支援策の一環としまして、宍粟市においてどのような形が望ましいのか、さらに引き続いて研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） ありがとうございます。市もさっきの世良部長がおっしゃられた子育て支援センターにしろ、学童保育にしろ、いろんな形で子育て施策も行われてきているということは十分承知しているわけなんですけれども、宍粟市から離れられた方に、また宍粟市に来られた方に、ちょうどこの平成28年度、市がアンケート調査をとって、その声をもってこの宍粟市の地域創生総合戦略の中に生かしていきたいということで、実際のアクションプランというのがつくられてきたと思うんですけれども、そのアンケートの中にもやはり多くの方から子育て環境をもっと充実させてほしいと。今以上にという意味だと思えます。もっと子育て環境を充実させてほしいと。そうすれば、宍粟市になくて、ほかのまちに行けばある、姫路市に行けばある、西脇市に行けばある、加東市に行けばある、この児童館、具体的に児童館という名前も出てきますし、児童センターという名前も出てきますし、アンケートの中にね。僕はこの市民の声にもっと応えていく必要があるんじゃないかと。

特に、今回はこの市の地域創生総合戦略を実行するためのアクションプランを平成29年の4月に市が出していますけれども、このアクションプランの実施計画をつくるための宍粟市を離れられた方も含めた多くの方の意見ですので、そこは再度研究、調べていくということじゃなしに、この実際の宍粟市の今の人口の減少を考えたときに、子育て世代の方が求められている、そこは今後の課題だとか、検討だとかいうことじゃなしに、この本当に減っていつていることを真摯に受けとめて、また市民の声に応えていくという意味から、もう一步、二歩踏み込んだ対応が必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ただいま議員のほうからおっしゃっていただきましたような課題、私のほうも十分承知をしておるつもりではございます。確かに子育て支援センターのほうでやらせていただいております事業、これらにつきまして、近隣の他市町の児童館、例えば今おっしゃいました加東市など、同じような事業を児童館事業として加東市もされております。宍粟市でも同じような事業をしておるんですが、器が児童館ではないという、こういう現実もございます。

そういう中で、やはり実際に今、子育て支援センターなりでやっておる事業を十分子育て世代の皆さんに周知ができていない、そういう課題もあるのかなというふうに1点感じております。それから、やはり土曜日、日曜日の対応、これは宍粟市、大きな課題だと、このように認識しております。今、オープンデー等では対応しておるんですが、いつ、休日に行ってもそこで活動ができるような、そういう施設が十分でないということ、こういうことではないかと思えます。

その件につきましては、先ほど申し上げました市民協働センター、今回整備しておる中で、土日、例えばお休みのお父さんと子どもが一緒に来て、そこで触れ合える、そういう場づくり、これは必要だと思っております。前回も申し上げましたが、いきなり西脇市にございます「みらいえ」のような施設を宍粟市が整備することはできないんですが、あるもの、今からつくっていくものの中で子育ての世代の皆さんの御要望にお応えできるような、そういう体制はとってまいりたいと、このように考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） これ一つのものがあるから、これがあるでしょうと。子育て支援センターがあるから、また、学童保育があるからということの一つの選択肢じゃなしに、やっぱり市民のアンケート、市民の声を読んでいきますと、一つのことじゃなしに、もっといろんなモザイク的と言うんですかね、いろいろな選択肢を求めているだろうというふうに思うんです。全てそれが応えられないにして、できる限り応えていくようにしないと、この子育て環境をもっと充実してほしいという宍粟市から離れられた人の意見、子育て環境をもっと充実していれば、この宍粟市という選択肢も、多くの方は姫路市だとか、近隣のまちに転出されていっているんで、もっとそこをこの宍粟市でとどまらせることができたんじゃないかというふうに思うわけなんで、再度そこはもう一度答弁をお願いします。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、特に人口減少の中で若い人たちの流出がああいう状況であります。したがって、今アンケートでもありますし、アクションプランの中でもやっぱり子育て環境の充実というのは非常に大きな課題と、それから働く場と、それから住むと、こう形で進めておりますが、私も実は御承知かもわかりませんが、昨日学遊館でパパママとのいろんな触れ合いの中に行っておりました。その人たちもいろいろたくさんの方が市内からお集まりいただいておったんですが、それぞれ子育て学習センター機能だったり、あるいは学童保育機能だったり、それぞれが役割があるわけではありますが、日常的に小さい子どもを抱えてちょっと遊びに行ったり、ちょっと寄ったり、そこで皆さんと触れ合える場が欲しいなど。それは宍粟市という広大なエリアの中で山崎だけではぐあい悪い、あるいは一宮やいろんなところでそれぞれ身近でつくってほしいという声もありました。

したがって、一つには、今、仮称であります協働センターの中にそういう機能を持たして、ふだんからそこで集える場、それからもう一つは、この3月にウッドスタート宣言をしました。東京のおもちゃ館、美術館とも協働して、これから拠点的に宍粟市の特徴である木を生かした、そういった形で進めていこうということで、名前はどうなるかわかりませんが、私は空き家とか、あるいはいろんな施設のところを使って、これからそういったことをつくっていく必要があるだろうなあと、こう考えておまして、今後またさらに一体どういったニーズが一番我がまちにとって対応し切れるのか、こういうこともしっかり捉まえながら、子育て環境の整備に努めていきたいと、このように考えております。

それから、少し長くなって申しわけないんですが、ああいうアンケートの中で子育て環境はもちろんお金のこともありますし、施設のこともあります。それから喜びや生きがい感につながると。こういうふうに両面がありますので、それぞれしっかり把握しながら、今後施策を進めていきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 市がこの人口ビジョンの中で2060年の3万3,000人という人口目標に対して進んでいく過程の中で、この総合戦略がつくられてきて、その2060年に3万3,000人という数字を達成するために、この総合戦略の中でこの5年間の目標数値も上げながら進めてきて、現在も進んでいっている状況だろうというふうに思うわけなんですけれども、先ほど私が1回目の質問のときに言いました、この5年間の市外への転出者と市外から宍粟市への転入者の5年間の差が1,812人

の転出超過、この市が人口ビジョンの中で、また総合戦略の中で市が転出の部分はこの5年間では380人に抑えたい。でも、実際は1,800人。1,500人くらいな数値がずれとして出てきている。市の人口ビジョン、さらに総合戦略の中では、2025年に市外への転出者と市外からの転入者のプラスマイナスゼロというのが市の目標数値、この数値でいかなければ最終的に2060年に3万3,000人に達成しない。達成しないことによって宍粟市の経済だけじゃなしに教育も、そして、さらにはそれぞれの一人一人の行政的なコスト的なことも高くなってくると。だからこそ、そこの人口を維持せなあかんということが、この人口ビジョンの中のスタートだったというふうに思うわけなんですけれども、出生数も市がこの5年間、今現在の市が出している出生数の年間の目標、これだけは維持したいという出生数は256人でしょう、今現在が、年間。

先ほど見せましたように、この256人が現在のとこの市の目標数値、最終的には近い将来は年間365人にまで出生数をふやしていかないと、その目標の数値に達成できないということを当局みずからが出して、それに向かっていろいろな総合戦略の中で施策を打ってる。施策をしているわけです。その施策をしているということは十分承知して、今回の質問をしているわけです。その施策をしても、なおかつ目標の人口の動態、さらに出生数とかけ離れてきているので、その分を市としてこの5年間の総合戦略の中で途中として、それをアクションプランとして出す前に再度市から離れた人、そして宍粟市にいられた方にそのアンケートをとって、より個人個人の意見も踏まえて実行していったら、この目標数値に近づけたいということですので、当局が今行っていること、市がやっていることは十分承知の上で、ここで一步、二歩、三歩、四歩、この四つの点をアンケートの結果、市民の声として、宍粟市から離れた人の声も含めてこれを実行していくべきじゃないのかというふうな観点から今回の一般質問を行ってますので、今現在、本来であれば256人の出生数を目指さなあかんの、毎年減っていつている。これは大変重大な危機だろうというふうに思います。

その中で、再度、先ほど副市長がお答えになった公共交通なんですけれども、宍粟市の通学・通勤の中で宍粟市から転出された、また転居された方がもっと宍粟市と市外とを結ぶ公共交通の充実があればという声はアンケートの中にもあったと思うんですけれども、今、副市長がおっしゃられた事業者とも協議していく、近隣の市町とも協議していく、そこはわかるんですけれども、宍粟市から姫路に引っ越さなくても宍粟市から姫路の会社に、姫路よりもまだ先のところまで十分通勤できる。

車だけじゃなし公共交通も使って通学・通勤できる、その体制があれば、何も住所を移す必要もないわけなんで、再度この今の数値の現状も含めて答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 数値上はそのとおりであります。人口のことについては御承知のとおり、いよいよ平成から令和になったところではありますが、私が承知しておりますのは、全国で人口が減ってき出したピークであります。平成20年だったと思います。たしか1億2,800万人余りがピークで、それ以降人口が減ってきたという状況であります。兵庫県においては、それより1年後で平成21年がピークになっておりまして、たしか560万人がピークになって、それ以後減っておるという状況であります。

宍粟市は、御承知のとおり、合併後ということで4万人を切ったときに、人口非常事態宣言を出して、お互いに共有しながらこれからのまちを考えていきたいと思います。あわせて戦略プランと、こういうような形でいったところあります。

ちなみに、5年間の社会増減のお話がありましたが、平成28年度は社会増減で転入、転出が400人でありました。ずっと昨年、平成30年の状況を見ますと、マイナス276人ということで、この合併後、マイナス要因が一番少ないと。ただしマイナスなんです。限りなくその転入、転出をゼロに近づいていこうということがプランの中で、あるいはアンケートを含めてプランを定めたところなんです。ただ、なかなかマイナスが400人から今マイナス270に来たんですけども、それはこの施策がどうだったかという検証は今度の戦略を考える上で当然していかないかんわけです。

それから、もう一つ、自然増減でおぎゃあと生まれてきた方が300人だったのが250人を切り、200人を切り、190人台になったと。一方、大変残念ながらなくなられる方は横ばいで500人前後です。当然差があるわけです。多々、この自然増減の差はなかなか埋めにくいんですけども、社会増減の差は政策努力によって埋まっていくと。したがって、それは子育て環境だったり、あるいは仕事をつくったり、あるいは道路とか、あるいは交通の状況とか、こういうことが非常に大きなウエートを占めてくると、このように私は課題として捉えております。したがって、その2025年に向かって256というのは非常に厳しい数字なんですけども、限りなく調整を続けていきたいと、このように考えております。

そこで具体的などころではありますが、特に姫新線については御承知のとおり、先般の新聞にも出ておりましたように、一喜一憂はできないんですが、上がったたり下がったりの利用状況はしております。当然、近隣市町で、たつもの定住圏の中で、

連携の中で、こういったことも取り組んで進めていきたいと。

したがって、我がまちはこうしたいと言っても、隣のまちもありますので、十分調整をしながら、それぞれの特色のあるところを生かしながら、まちが圏域として発展するように努力することが今日的な課題かなあと、こんなふうに思っておりますので、当然たつの市を核とした、姫路を核とした、そこにもって我がまちがどういう立ち位置で臨んでいくかと、こういうことが非常に重要でありますので、そういった観点で今後進めていきたいと、このように考えております。

また、可燃ごみについては、担当部長が答弁したとおりであります。私は一つの生活基盤をそろえていくという意味で非常に重要だと。このように捉えておまして、これから多くの市民の皆さんの御意見をいただきながら、あるべき姿がどうなのかという形で令和2年度に向かっていく必要があるだろうと、このように考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 先ほど市長がおっしゃられた宍粟市から市外への転出者と市外から宍粟市への転入者の数が昨年は270何ぼだったと。それはかつての年間400人オーバーだった、差が宍粟市から転出していく人のほうが400人多かった、入ってくる人よりという数字に比べたら270人、市長がおっしゃりたい気持ちもよくわかるんですけれども、去年の数字は僕は5年間で1,812人と出したのは当然去年の数字もわかっているんですけれども、去年はどう見てもたまたまですよ、たまたま。ほとんどが300人オーバーで来てて、それも300の後半で来たったときに、去年の平成30年度だけ270何人だった。この数字は400人から比べたらすごくよくなっているように思うんですけれども、それまでが毎年300の後半、70とか80とか、400弱のところを推移している状況ですね、平成29年度以前を見たときに。やはりここは厳しく受けとめる必要があるんじゃないかというふうに思うわけです。

そして、この宍粟市のアクションプランの実施計画の中にも取り組みのターゲットとして、この転出していかれている方、また宍粟市に転入を考えられている方のターゲット、目的、どこをターゲットに絞るかというところが市も明確にされていると思うんです。そのターゲットは宍粟市内に居住し、近隣の都市地域、姫路、たつのですね、への転出を検討されている若者や子育て世代がターゲットであると。さらに、近隣の都市地域ということはたつのが姫路や太子、この近所やと思うんですけれども、に居住し就労し、この方の中で宍粟市の自然環境や健康志向、宍粟市の強みですね、強みに関心を持っている人に対して、ここをターゲットとしようや

ないかと。この宍粟市から離れられている、転出されている方に、また転出をしようとしている方に宍粟市のほうがこういうところがいいですよと。転出されたり、また近隣に住まれている方に宍粟市はこういうところがほかのまちよりいいですよというところの両方を、これをターゲットとしている。それだからこそ、さっきの公共交通のこともより一層踏み込んでいって、もっと利用しやすいようにする必要があり、さらに住宅の供給に関しては、市の公共用地を売却しているのも、それは知っています。当然そういうのは議会にも上がってきているわけなんですけれども、そこをなかなか行政がどこまで踏み込んでいけるかというところはあるかと思うんですけれども、より同じ金額であれば、たつの、姫路よりも宍粟市のほうで居を構えるほうが、ゆったり暮らせますよと。仕事の便であれば、公共交通のほうもより充実させていきますよというターゲットの部分がはっきりしている分、そこを踏み込んでいく必要があるんじゃないかというふうに思うんですけれども、再度の答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおり、ターゲットはもうそのとおりだと思います。そういう意味では、我がまちの強みをどう生かすかということではありますが、やっぱり私は教育だったり、環境という広い分野もありますが、それは住宅環境も含めてでありますけれども、それから、もう一つは医療ということもあると思います。当然、そういったことを我がまちの強みとしてどう発信していきながらです。ただ、宅地の場合についてもそうでありますが、今ちょっと地価は落ちついて下がってきておりますが、そういったことも冒頭の答弁で申し上げたとおり、今後、そういう業界の皆さんとも十分情報共有しながら、決してたつのや太子に負けない、あるいは姫路に負けない、ここへ住むことが非常にいいですよと。こういうふうな戦略をしっかり定めて、あるいはそれを発信しながら、若い人たちを含めたり、あるいは今住んでいらっしゃる方も踏みとどまっただけのような、こういうことが大事だと思っておりますので、十分そこらあたりをこれから施策の中に取り組んでいきたいと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） ひとつよろしく申し上げます。近隣のまちに住まれている方、近隣のまちに定住されようとしている方がターゲットであるだけに、ここはより明確に可能性としてあるんじゃないかと思うわけです。強みも宍粟市がとられました転出された方、転入された方へのアンケートを見ましても、宍粟市の強みもほ

かの近隣のまち、ほかの都市部より防犯上の安心がある、公害のない良好な生活環境、自然や風景などということで、ほかのまちよりも暮らしには宍粟市のほうがすぐれている部分も皆さんたくさんアンケートに出されていますし、弱みとして書かれているのが先ほど言いました子育て環境、これをもっと充実させてほしい。市外との公共交通の利便性をもっと充実させてほしい。そして、質の高い教育、通勤・通学の利便性ということが弱みの部分も明確に出て、強みもはっきりわかっているんなら、市が人口ビジョンの中で出している目標数値、2060年、3万3,000人、さらにこの近々の今現在で言えば出生数が256人、近い将来年間365人に持っていきたいとか、市外に出ていかれている、市外から宍粟市にいられている、この転出入のプラスマイナスを2025年をめどにゼロにしたいという目標に行くのであれば、市民の声にその部分を、公共交通も宅地の造成も子育て施策のところも、これは明確なんじゃないかと思うわけなんですけれども、再度の答弁、この弱み、強みの部分を含めて答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） アンケートで弱み、強み、それから宍粟市のすばらしいところもたくさんあります。そういうすばらしい、いわゆる強みを生かしながら努めていく必要があるだろうと、このように考えておりますし、繰り返しになりますが、これからその強みをさらに強みとして生かしていく、それから弱みをどうリカバーしていくかということでもあります。その一つに公共交通であったり、あるいは教育の環境の問題であったり、子育て環境だったり、あるいは宅地の問題があります。特に、宅地についても農地をこれからどう考えていくかということも一つの視点で、当然捉えていく必要があるだろうと、このように考えておまして、第1のダム、第2のダムというふうな考え方の中で、そういったことも整理していきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） それと、この燃えるごみ、可燃ごみ収集週2回、部長が一番最初に答弁されたんですけれども、昨年行ったモデル地区でのアンケートもあるというふうにおっしゃられたんですけど、その昨年行ったモデル地区でのアンケート結果をまず市民に対して公表されていない。これは重大な問題じゃないかというふうに思います。

そのことと、モデル地区以外で今度はアンケートをとりたいというふうに今部長おっしゃられたわけなんですけれども、問題は、市民に対して可燃ごみ収集週2回

の声がたくさんある。その人に対して分別をもっとすれば1回でもいける、またコンポストを使って生ごみを肥料に変えていくこともできるんじゃないかという、そういうことの見解もあるから、可燃ごみ収集週に2回に至らないとかいうことじゃなしに、こっちがあるからこっちを諦めなさいということをして今のどこに住もうか、将来どのまちに住もうかという選択の中で、これがあるからこっちを諦めなさいということは、この市民のたくさんの方のアンケートの中で果たしてそれが認められるんですかって。これは僕は重大な問題やと思うんですよ。やはり選択するのは市民なんですから。できるところで市民に週に1回で十分だという人は1回でいいんですから。週に2回なかったら困っているんだという人のところに耳を傾けるためのこのアンケート調査だったというふうに思うんです。

再度、そこの部分をモデル地区以外でこのアンケートをやりたいというふうに部長おっしゃられたんですけれども。それと、去年のモデル地区でやったアンケートは公表されていない。そのことに対しての答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 昨年実施をさせていただきました4地区のアンケート調査でございますけれども、結果については議会のほうにもお示しをさせていただいておるところでございます。大きく市民への公表というのはしていなかったところは少し反省をしておるところでございます。今後、今回のアンケート調査を含めて市民にわかりやすいように、この結果を公表させていただきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） どのまちに暮らす、このまちで暮らしたい、宍粟市で暮らしたい、また宍粟市から出ていかれたい、この選択は市民の方が行うわけでしょう。その中でさっき宍粟市の強みに関しても多くの市民の方がここが宍粟市の強みなんだと言って答えているんですから、その弱みの部分をアンケートであれだけたくさんの方が書いているので、ぜひそこはこの人口の減少と宍粟市が本当に選ばれるまちであるためにも、再度の部長の答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 週2回収集につきましては、昨年度子育て世代から御意見をいただく中で、現状を把握した上で検討する時期に来ているという考えをさせていただきまして、昨年度実証試験を実施をさせていただきました。

従来から議員言われますとおり、生ごみ処理器の購入補助金など、他の施策があるから可燃ごみの週2回収集は実施しないということについては考えておりません。今回多くの市民ニーズを把握する中で、今年度判断をしていきたいなというふうに考えております。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） それと、最後の質問のところ、定年まで、あるいはその近くまで大都会で会社勤めをして、一定程度子育ても終わった方が再度宍粟市に戻ってくる、今日び60歳前後でしたら、体も元気ですか、これから当然就労年齢も上がっていくわけなので、一定程度子育てが終わった方が、宍粟市から離れた方に、宍粟市から離れられていく若者に対してもそうだと思うんですけども、いろんな宍粟市の情報をSNSを使って発信して行って、そして宍粟市に帰ってくるきっかけをつくっていくというんですか、そういうちょうど定年退職前後ぐらいな人をこの宍粟市の地に再度もう一度、60歳で子育てを終わった方が帰ってきたいという、ここの流れを、これも非常に必要じゃないかというふうに思います。

市の施策の今回の中に、ちょっとすぐ出てこないんですけども、検討はされていたと思うんです、定住促進の中で。ここの部分を再度もう少しシステム化していけば、人口減少にある一定の歯どめをかけられるんじゃないかというふうに思うわけです。

年金をもらいながら、自分たちが食べる野菜などは自分でつくり、村やまちの活動に参加し、できればプラスアルファの現金収入があるようなスタイル、できればプラスアルファの現金収入がある、ある程度仕事もしながら、そういうライフスタイルを宍粟市がつくり上げていけば、このライフスタイルというのは、多分ほかのところ、そういうシステムとしてライフスタイルがあるところはないんじゃないかと思うんですけども、今も都市部から転入されている方はいらっしゃるんですけども、そこをより一歩進んだ形で定年退職後の帰郷システムという形でつくり上げれば、宍粟市の一つの大きな売りになるんじゃないかというふうに思います。

答弁を求めます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 議員提案のことはもっともだと思います。やはり宍粟市の弱みの部分を分析して、ターゲットを絞り込んで、効果的な施策を打ち出していく、このことが非常に重要かと考えております。

その中で、一定定年を迎えられた方が宍粟市に帰ってこられる方も少なからずあると思いますし、また、帰って来られて地域の活動にも積極的に取り組まれている方もいらっしゃいます。その中でやはりもっとそのことの部分、宍粟市の強みであります自然であったり、就農、それから就林業といいますか、林業、こんなところにも重点的に誘導する、こういったことも効果的かと思いますので、やはり宍粟市の強みを生かした、そこで働けるといった環境も整えていく、こんなことも大事かと考えております。

○議長（東 豊俊君） 6番、大久保陽一議員。

○6番（大久保陽一君） 時間的にも最後になるんですけれども、宍粟市が平成27年の12月に出された人口ビジョン、この2060年、3万3,000人の目標に進んでいく、やっぱりこのまちなに残った方に多くの負担をかけるんじゃないし、分母、みんなでもって支えていけるまちであるためにも、2060年、3万3,000人に向かった施策の中でこの地域創生の総合戦略がつくられて、5年間の計画が立てられて、当局としても一生懸命それに向かってされたということはわかるんですけれども、現実の宍粟市から市外に出られた方、市外から宍粟市に入られている方のこの数値のギャップですね、出ていかれている方ははるかに多い、そしてなおかつ出生数が年々下がり続けている、その数値に対して市が2016年に子育て応援住環境整備に係る意識調査を行ったわけです。私は今回の質問事項は、この意識調査の中の市民の声を意識調査の中で市がしてないことの中でピックアップして質問したので、市民の声に応じていく市政であってほしいというふうに願います。

以上で質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、6番、大久保陽一議員の一般質問を終わります。

続いて、浅田雅昭議員の一般質問を行います。

13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） おはようございます。13番、浅田です。発言許可を得ましたので、一般質問をいたします。今回は2点について質問をいたします。

まず1点目は、新病院建設後の総合病院跡地の活用についてであります。

新病院の整備に向けては、庁内の検討体制も立ち上がり、検討が進んでいくこととなりますが、新病院整備後の総合病院跡地の活用についてについても、これは並行して検討していく必要があると私は思います。新病院整備検討本部でこのことについて、あわせて検討をするのか、いやいや別組織で検討するのか、どのように考えておられるのかをお尋ねいたします。

今回の質問、このことについては、今年の3月議会で行った一般質問とも関連した質問でございます。3月議会では、宍粟市の拠点づくりの推進ということで質問をさせていただきました。繰り返しになりますけども、その質問内容は総合病院の建て替え跡地の利活用、市立図書館、山崎歴史資料館の建て替え、幼保一元化施設など公共施設の整備、山崎中心市街地の整備、駐車場の確保、道路網の整備等、総合的な長期整備計画の策定が必要であると提案をさせていただいたところでございます。市長は、後期基本計画、都市計画マスタープランを策定するんだと。中長期の視点で進めていきたいとの答弁でした。私はこの総合病院跡地をどのようにするのか、策定中の後期基本計画に計上すべきであると考えますが、市長のお考えをお尋ねをいたします。

次に、2点目は、「我が事、丸ごと」地域共生社会についてであります。

国は、暮らしを支える福祉のあり方を見直そうとしています。通称、地域包括ケアシステム強化法に掲げる「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現です。

公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちがともに支え合う社会にしていこうというものですけども、私には、この将来像が見えてきません。このような社会が課題もなく実現できるのか、非常に心配をしているところです。

自助、共助、これは当然必要です。特に少子高齢化が急速に進む日本の社会においては必要なことだと思います。ただ、問題なのは、支え合いの地域づくりのかなめは、人材、組織です。誰がその役割を担うのか、このことが問題であると思います。その人材育成、組織育成への支援策、継続した活動ができる支援策を国は示していません。表現は適切ではないかも知れませんが、国は福祉に充てる財源が確保できなくなるから、各自治体で考えて進めてくださいと言っているようなものです。国への批判をしても仕方ありません。現実問題として、今後どのように取り組んでいくのか、このことを市民の皆さんに示していかなければなりません。

今、宍粟市地域福祉計画の策定が進められています。この計画の中に将来像を示す必要があると思います。当局はどのようにお考えか、以下の点について尋ねます。

まず、一つは、どのような宍粟市の将来像を描いているのか。

二つ目は、その将来像は実現可能なのか。実現に向けての課題は何か。

3点目が、課題解決の方策はあるのかということです。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 浅田雅昭議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、浅田議員の御質問、2点ありますので、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

1点目の新病院建設後の総合病院跡地活用のごことありますが、先ほどお話がありましたとおり、3月議会でも宍粟市の拠点づくりという考え方の中で御質問いただきました。

御承知のとおり、委員会等でも担当のほうから御報告申し上げておると、このように思っておりますが、新病院の建設に向けて今協議を進めておるといふところがあります。

特に、この1年、2年かけてしっかり市民の皆さんとも意見ができるようなことで、特にこの1年は市としての考え方を整備していこうということで進めていくこととしております。7年後を目指してということ順次進めていきたいなあと、このように考えております。

したがって、そういう観点からもありますし、3月議会でも御答弁申し上げたとおり、特に総合病院を含めて、あるいは図書館や歴史郷土館を含めていわゆる山崎の中心市街地の地域であるということでもあります。活性化にとりましては、当然大きな意味を持つ市有地と、このように認識をしておるところであります。したがって、都市計画マスタープランも今いろいろ検討しておるところであります。この都市計画マスタープランについては、策定年度より10年後の姿を描いてやるというふうに承知しておりまして、それとどうリンクさせるかということはタイムスケジュール的にも非常に厳しい状況があるところではありますが、大きなバックボーン的な考え方は整理しないとだめだろうと、このように考えております。

ただ、前々から議会からもいろいろ御意見のありました旧の山崎市民局の跡地のことでありまして、あの財産取得についてもようやく菅山振興会さんと正式な協議のテーブルを持つことができました。いよいよそこらあたりについて先般より協議が始まったところでありまして、可能であれば山崎の市民局跡地の周辺の土地については、市有地として何とかお願いしたいという方向で協議をいただきたいと。ようやくテーブルに着いたところでもあります。

そういうことも相まって今後、あの地域全体、特に山崎中心市街地も一生懸命いろんな形で活力を求めていただいておりますので、例えばであります、こども園用地、あるいは駐車場用地を含めてこれから地域の皆さんと協議に入ることについては、もう御承知のとおりだと思います。

しかしながら、まず市の土地としての確保が最前提でありますので、そういった

協議を今始めたところであります。そういうことも相まって、御質問の新病院の跡地をどうするかということ、御質問では後期の基本計画にしっかり定めよという意味だろうと、このように理解しておるところでありますが、この後期基本計画については、令和2年度の12月議会での上程を現在予定をしております、今後、後期基本計画についても今年度から市民の皆さんといろいろな議論する中で、将来のまちをつくっていくにはどうだろうと、前期を振り返りながら、こういうことを進めておるところであります。

したがいまして、この病院の跡地活用については、後期基本計画へ現段階では具体的にどうするかということは非常に困難であると、このように考えておりました、当面この2年間をかけて新病院に向けてどうしていくかという方向を集中的に議論させていただきたいと、このように考えております。

しかしながら、特に都市計画マスタープラン、あるいは後期基本計画というのは市にとって非常に重要な計画でありますので、場合によってはそのことも含めてありますが、現段階では十分なそこに落とし込めるかどうかということについては断言できないということで御理解をいただきたいと、このように思っています。

続いて2点目の「我が事・丸ごと」であります、確かにこれも私自身もいろいろこのことを読ませていただいて、大変申しわけないんですが、勉強をしておるところであります、ただ、非常に厳しい課題もあるように認識をしております。

特に、現在、各地で顕在化している課題として、高齢となった親と未就労の50代の子が同居する、いわゆる8050問題、さらには障がいのある子の親の高齢化と介護の問題、介護と育児に同時に直面する、いわゆるダブルケア問題、ごみ屋敷問題などなど、福祉を取り巻く課題は複雑・多様化しております、当宍粟市におきましても同様の課題に直面しておるということは御承知のとおりだと、このように思います。

こうした状況下におきまして、市としましては、社会的な孤立、公的制度のはざま、あるいは福祉サービスにつながらない課題、あるいは将来への不安について、地域全体で支え合う社会形成を目指していく必要があると、このように考えております。

しかしながら、少子高齢あるいは人口減少によって、本来一番身近で信頼関係の上に成立する家庭の機能も変化し、地域で課題に対応していくという地域の解決力や、お互いに支え合い共生していく地域の福祉力は脆弱なものになりつつあることは否めないところであります。

こうした中、地域共生社会の実現に向けては、「他人事」ではなく「我が事」と考える地域づくりを土台としながら、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター等が密接に連携し、専門職による多職種の連携、あるいは地域住民と協働する地域連携によって包括的な支援体制をつくらなければならないと考えています。

将来像の実現の可能性と実現するための課題、その方策であります。社会福祉法改正によって、地域福祉計画が福祉の各分野における上位計画に位置づけられたことを受け、現在策定に向けて協議を進めております第3期地域福祉計画策定のプロセスの中で、目指すべきまちの姿を具体的に明らかにして、課題解決の方策などを市民の皆さんと活発な議論をかわしながら、第3期地域福祉計画をつくり上げていきたいと、このように考えておるところであります。

以上でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 私の質問も今日で結果が出るということは思っておりません。想定範囲内の答弁をいただきましたので、今日の時点ではそういう答弁だろうなということは想定をいたしておりました。

それで、要は、今からこの二つの大きな課題をどうしていくかが一番大切でありますので、その点、課題とか問題点の共通認識を持つという意味合いも含めて今から議論を進めていくんだということで、本日一般質問をさせていただいておりますので、そういう観点でよろしくお願ひしたいなと思います。

それで、何点か確認と、それから私の提案も含めて3点ほどいたしますので、その点でお願いします。

まず、病院の跡地の関係です。要は、新病院ができて、あと、その現病院の建物を含めた土地をどうするのか。これは決めないまま放置するということは、やはり近隣住民の皆さんも不安でありましょうし、やはり宍粟の中心、また山崎の中心部でございます。まちづくりの視点からもこれは大きな問題ですので、その点でちょっとこれは冒頭言いましたように、これから議論を進める上でのたたき台というか、検討材料にさせていただきたいと思うんですけども、利活用について一つ、私からも提案をさせていただいております。

これは市立図書館と図書館の2階にあります山崎歴史資料館、これを建て替えるということを提案をさせていただきたいと思います。このことにつきましては、私、平成29年の9月議会におきまして、市立図書館の建て替えを検討する時期に来てい

ますよということで質問をさせていただきました。現在の図書館は昭和63年の建設でありまして、もう蔵書数もこれ限界に来ております。また、閲覧スペースも狭く、学習スペースもございませんので、当時9月議会、私、図書館はまちの顔でもありますということも言わせていただいたかと思えます。そういうことで市立図書館の建て替えと、それから2階にあります山崎歴史資料館、これも展示スペースも狭く、図書館の建て替えとあわせて、ただ単なる資料館の建て替えだけではなしに、そこに新たに宍粟市が今取り組んでおります日本酒発祥の地、あるいは発酵文化、これらに関する内容もつけ加えて機能を充実して、山崎中心市街地あるいは酒蔵どおりとあわせて、その観光拠点の一つとして整備してはどうでしょうか。こういうふうにご提案をさせていただきます。

病院の建物もそれぞれ建設時期が異なりますので、活用方法によっては改築で対応できる場合もあるかと思えます。当然、一番の根本は、財政状況でありますので、財政状況も見ながらということになりますけども、今言いました市立図書館とそれから山崎歴史資料館の建て替えの候補地として一度検討材料に加えていただいたらと思えますけども、この点いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 市立の図書館は確かにそういうことで昭和63年でありまして、建設当時は私もかかわっておりましたので十分承知しておりまして、あの当時はすばらしい図書館ということをおっしゃったんですが、やっぱり時代の波の中でおっしゃったとおりで思えます。

特に、図書の貸し出しとか、いろんなことはその地域を含めたいわゆる知的なバロメーターというか、あるいはそういったことの意味合いもありますので、必要ということとは十分認識しております。

ただ、今おっしゃったようにそこにそれがいいのかどうか、これは今日の段階では私もはっきり申し上げられませんが、今後いろんな方々とも、あるいは市民の皆さんや議会とも十分協議しながら、こういうことも視野に入れながら、やっぱり検討を皆さんと一緒にすることが大事だと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 当然、この庁舎内だけではなしに、やはり多くの市民の方々の御意見も伺うことが必要でございますので、一つの材料として今後検討を進

めていただけたらというふうに思います。

次の地域共生社会についてであります。要は、この「我が事」、それから「丸ごと」をどう捉えていくのか。冒頭言いましたように、今、地域福祉計画を策定中でありますので、その地域福祉計画にどう入れていくのか。これが今後の宍粟市の地域福祉のあり方につながっていくこととなりますので、その点で2点ちょっと確認をしておきたいというふうに思います。

まず、「我が事」について、この課題をどのように思っているのか、認識しているのかという点です。

当然、少子化の最大の課題というのは、現役世代の減少です。今の国の社会保障制度というのは、現役世代の支えによって成り立っていると。このまま少子化が進むと、将来的には今もそうなんですけども、高齢者1人を1人の現役世代で支えることになる。これでは社会保障制度そのものが成り立ちません。このような状況の中で、国は早くから自助、共助と、もう一つ、互助という言葉も加えて、自助、互助、共助と、みんなで支え合いましょうと、こういうふうに言ってきております。

冒頭でも言いましたように、自助、互助、共助、これは当然必要です。ただ、私が心配しているのは、この互助、共助のところで、国はこの地域共生社会づくりの取り組みの中心を地域住民ボランティアに依存しているのではないかという点です。

御承知のようにボランティア活動はあくまでもお一人お一人の思いの中で育まれてくるものであります。それをもって不足する人材を補うものではないというふうに思います。この点、どのように捉えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 失礼します。ただいまの御質問、「我が事」について課題をどのように認識しておるのかという御質問ではなかったかと思えます。

市長の御答弁にもございましたが、この「我が事、丸ごと」の地域づくり事業につきまして、厚生労働省におきましては、地域における課題を住民みずからの課題として主体的に捉えて、解決に向けて自治体や自治会等への働きかけや支援を行っていきなさいよと、こういう記述がされております。このことにつきましては、私も非常に懐疑的でございます。2025年問題や後期高齢者の増加に伴う介護の問題、さらには介護人材の不足、こういった課題を解決するために、それを地域に頼っていくというのは、私は非常に問題ではないかなと、こういう認識もしております。

先ほどございましたが、自助、互助、共助というのは、これはもちろん大切なことだとは思いますが、しかし、地域におきます住民のボランティア活動は、あくまで

自発的なもの、また、制度に基づいてするものではなく、だからこそ、その強みがあるのではないかと、このよう考えております。

まず、住民の活動を手段として担うという発想ではなく、住民自体が自主的に自分たちの課題として捉えて取り組んでいけるような、そういう支援を行政は行っていくべきではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 認識につきましては、私が思っている心配と同じ心配を行政担当部長もされているということで理解をさせていただきます。

ただ、悲しいかなといえますか、表現悪いんですけども、要は、だからといって、これ放置するわけにはいきません。国が示した内容でどう取り組んでいけるのか、いけないのか。要は、市民の皆さんの福祉をどう今から支えていくのかというのが我々の役割でございますので、その点で具体的に、そしたら取り組みとして何をしていくのか。いわゆる今部長の答弁にもありましたように、行政はそういう活動を支援すると。その支援の内容が具体的にどうするのかということもこれから議論して、市民の皆さんにお示しする必要があります。でないと、やはり安心して暮らせるまちづくり、地域づくりというのにはつながらないというふうに思いますので、その点で十分検討をしていただきたいということと、また、私もいろいろほかの自治体の取り組みなども調べさせていただいて、また提案もしていきたいというふうに思います。

ただ1点、要は、まず住民組織をどうするか、人材をどうするかというところが一番重要ですので、その点について、改めて今の考えがあるのか、いやいや今から地域福祉計画を策定中であるので、その中であわせて議論をしていくんですよということなのか、その点だけ再度確認だけお願いします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ただいま御指摘をいただきましたこと、総合事業がスタートした段階で、地域におけるそういった取り組みを広げていこうという、こういう考えはございますが、現実としまして、現在まだまだ本当に広まっていないような状況でございます。これでもいろんな課題があるわけなんですけど、やはりここへ来て、それらの課題ももう一度原点に戻って検証し直す必要があると思っております。

それから、やはり地域の枠組みというのを我々常日ごろから自治会であるとか、

そういう枠組み中で、そこに押し込めていこうというような行政の嫌いがござい
ます。そういったところにも最近、課題があるんじゃないかなというようなことを部
内でも話しておるところでございます。それらも含めまして、もう一度総合事業の
洗い直しも含めてこの課題に対応してまいりたいと思いますので、またいろんな御
意見もお聞かせいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） そうですね、そのとおりだと思います。なかなか総合事業
をスタートして、今行政がこれまで進めておった通いの場づくり、これが広がって
いきつつあると思いますけども、それが地域のそういう支え合いの活動の継続した
組織となっておるかどうかというのは、なかなか検証もする必要があろうと思いま
すので、その点も含めて今後十分議論をお願いしたいというふうに思います。

もう1点確認は、「丸ごと」についてです。いい意味でいいますと、これ総合的
な対応ということが言えますけども、私が心配しているのは、このことがサービスの
低下につながるかということ。それからもう一つは、福祉サービスの提供を
担う人たちへの負担がさらにふえるのではないかと。この2点を心配をしております。

福祉サービスを担う人材が不足するから共生型サービスを創設するということでは、
私は本末転倒と、これは言わざるを得ないというふうに思っています。この私の
捉え方が違っているということであればいいんですけども、この二つの点、サー
ビスの低下につながるか。それから、福祉従事者への負担がさらにふえるのでは
ないか。この2点についてどのように捉えているのか、確認をさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） この「丸ごと」事業の推進につきましては、ただいま
議員の御指摘のあったとおりの認識、こちらにつきましても考えております。既
存の相談支援体制を横断的な体制にするという考え方でございますが、果たしてそ
れが宍粟市でできるのかなというような思いも持っております。

この制度によりまして、複合的な課題を抱えた世代、あるいは相談者、こういっ
た方への迅速な対応ができると期待されている一方で、先ほど御指摘のございまし
たように、サービスの低下や、あるいは専門職の負担がふえてくるのではないかと、
このように懸念をされております。我々もそのように懸念しております。

さらに、現実問題としまして、これまでさまざまなこの福祉の施策により、増加
しておりますいろんな協議体がございまして、これによりまして、福祉の現場は現

実疲弊しておるといふ、そういう実態もございます。

こういう中で、どうするのかということなのですが、ただ、現在の縦割りの体制、これで今後も継続していくということは、困難となってくるのではないかと、このようにも認識をしておるところでございます。ですので、やはり横断的な体制をつくるということも発想としては大切なんじゃないかと、このようにも考えております。

福祉サービスの人材不足が叫ばれております中に、このサービスを低下をさせずに、専門職の負担もふやさないということは、これは相反することではないかというふうにも思われますが、いろんな議論の中で宍粟市らしい地域包括支援体制、これが構築できたらなど、このように考えております。これも含めまして地域福祉計画の議論の中でいろんな方の御意見を伺ってまいりたいと、このように考えております。こちらにつきましても、またいろんな御意見をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） そうですね、やはり「丸ごと」、聞こえはいいんですけどね、冒頭の市長の答弁にあったかと思えます。介護それから障がい福祉、それから児童福祉、これそれぞれ担ってきたものを、いわゆる共生型ということで、一つで対応していこうと。聞こえはいいんですけども、総合的ということですね。なかなかこれ非常に難しい課題をたくさん抱えていると思いますので、ひいては利用者のサービスが低下していくということになっては、これは非常に国の社会保障制度の中では、社会保障の財源が非常に厳しいということは重々承知の上ですけども、だからといって、あとしわ寄せを地方自治体であるとか、さらには利用者・市民にそこへもってくるというのは、いかななものかなというふうに思いますので、その点もあわせて最後になりますが、地域福祉計画の議論を進めていただいております。いろんな関係者、関係団体の方も含めて議論が進められております。新たに国は地域福祉計画の中や、この今回の法律の中で、その地域福祉計画の位置づけも強化すると、充実していくんだということをうたっておりますので、この「我が事、丸ごと」の地域社会づくりの理念、いいか悪いかは、これは評価になります。これを受けて宍粟市はどう地域づくりをしていくのかということをごどのように捉えて地域福祉計画の中に将来像を描くのか。十分な議論をする中で、これは進めていかなければならないと、これは再三申し上げておりました。

いずれにしても、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくり、これは我々も進めていかなければならない大きな命題でございますので、今後ともいろいろ議

論を重ねて、少しでも非常に宍粟市も財源厳しい状況でありますけども、その中でもやっぱり住んでよかったなというふうに思ってもらえるような地域づくり、これの施策を我々は進めていく使命がありますので、今後とも引き続きいろんな我々も提案もさせていただきますので、議論を進めさせていただいて、施策に反映していきたいなというふうに思っています。

以上で終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、13番、浅田雅昭議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午前11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分休憩

午前11時10分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

田中孝幸議員の一般質問を行います。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 7番、田中孝幸です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、宍粟市内の森林の現状を市当局はどのように考え、また、今後どのようなビジョン、方向性をもってどのような前向きな取り組みをしようとしているのか。また、新たな制度、森林経営管理法と森林環境譲与税も含め伺います。

林野庁によりますと、国内の森林面積は国土の3分の2に当たる2,500万ヘクタールあり、このうち約4割の1,000万ヘクタールがスギ、ヒノキなどの人工林だと言われております。これらは住宅需要を見込んで戦後に植林されたものが大半であり、その半分は林齢46年以上で切りごろを迎えていますが、6割強が利用されておられません。

1980年に約1兆円だった木材算出額は、近年2,000億円前後まで落ち込み、林業従事者は3分の1の約5万人に減りました。これは、小規模事業者が主体のため、需要を安定して満たすことが難しく、安価で供給される輸入材に押されてきたためです。

木材自給率は、2011年ごろから回復傾向にあるものの、2015年までは33%にとどまっております。

宍粟市においても、市域の約89%に当たる5万8,695ヘクタールの森林が占めて

おり、そのうち50%前後が戦後に植林されたスギ、ヒノキの人工林であり、全国的な傾向と同様に豊富な資源として利用可能な時期となっていますが、路網整備や森林施業の集約化のおくれなどから、生産性が低下し、さらに木材価格の長期低迷により、森林所有者の林業への関心は薄れているのが現状であります。

こうしたことに加え、不在村森林所有者の増加や、高齢化などが追い打ちをかけ、山に入らなくなっており、森林の維持管理がなされなくなってきたことから、森林が有する水源涵養機能や山地災害防止機能などの多面的機能の低下を引き起こしていると報告されております。やはり耕作放棄地と同様の原因が多く占めていることが伺えます。

そこで、最初の質問ですが、宍粟市における森林所有者の現状はどのようになっているか。

生産森林組合の創業以来以降の組合数及びその合計所有面積の推移、宍粟市所有の面積、そのほか地縁団体や個人、法人所有の面積を伺います。

次に、不在村森林所有者について伺います。

現在では、森林所有者が山村を離れてしまい、手入れをするために人が入ることも減りました。その結果、境界線もわからなくなってしまう、さらに所有者が亡くなっても相続手続をせず、いまだに数代前の人の名義のまま放置されていることも少なくありません。また、相続手続を完了していても森林の場所がわからない所有者も多々見受けられます。

特に問題なのは、不在村森林所有者です。これは、所有する森林とは別の市町村に住む個人や法人のことで、国土交通省の調査によりますと、その約8割が所有森林を放置しているほか、約2割は相続手続をしておられません。

そこでお聞きしますが、このような不在村森林所有者について、宍粟市の現状はどのようになっているか伺います。

次に、昨年2018年5月に国会で成立し、本年2019年4月より施行されている森林経営管理法の概要を伺います。

また、本年4月以降、宍粟市は、森林経営管理法の施行を受け、具体的にどのような目標や計画を立て、現在どのような行動を起こされているのか、伺います。

さらに、2019年度から新たな財源となる森林環境譲与税がありますが、本年度の歳入予算額と、それを活用した予定施策内容と歳出予算額を伺います。

また、次年度以降の予想歳入予算額と予定施策内容、歳出予算額を伺います。

さらに、今回の森林経営管理法は整備する人がいない私有林を市町村が管理する

森林バンク制度の創設を盛り込んでいますが、現在の宍粟市の森林バンク制度への取り組み状況を伺います。

次に、宍粟市の森林全般を管理している部署、産業部林業振興課は現在少数精鋭で業務を進められておられると思いますが、今後、森林経営管理法の施行を受け、林業振興課の現在の担当人員数を増員される計画はありますか、伺います。

以上、1回目の質問をさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 田中孝幸議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、田中孝幸議員の御質問にお答えを申し上げたいと、このように思います。

具体的な数値とか具体的な今現在進行しておる状況については、後ほど担当部長のほうから答弁させたいと思います。

御質問の中身にもありましたとおり、かつてウルグアイ・ラウンド以降ではありますが、輸入材に押されて、いわゆる国産材が非常に低迷しておったという状況であります。長年そんな状況でありました。ようやく近年少しずつ国産材というか、それが見直しをされている施策の中で進んでおる状況であります。

そういう状況の中で山に手入れをとということで、あるいは山元にお金をとということで近年進んできたところでありますが、なかなか遅々として進んでおらない状況下であります。全国の状況は先ほどおっしゃったとおりで、宍粟市においても同じ比例の中で人工林の状況であるとか、そんな状況も否めない事実であります。

そういった中、森林経営管理法等々の中で今後山をどうやって守っていくかというようなことの法律のそういう概念が出たところであります。

概要につきましては、森林所有者みずからが適切に経営管理できない森林について市が森林経営管理の委託を受けて、林業経営に適した森林は、県に登録のある林業経営者に再委託し、林業経営に適していない森林は、市により森林管理を行うこととなり、経営や管理の責務を明確化する中で森林所有者の意向確認であったり、あるいは森林経営管理権の集積化を進め、より適正な森林管理を推進することと、こういうような概要の中身であります。

この法律の施行を受けて、国からは、その事務の円滑な実施には市や町の組織体制の強化が強く求められており、市としましても、林業に関する専門スキルを持った林政アドバイザーを確保したいと、このように考えております。しかしながら、林政アドバイザーなどの専門的知識を持った人材は全国的にも少ない状況でありま

す。兵庫県においても非常に確保が困難な状況であるというふうに聞いております。現在、県においても森林組合連合会等々とも連携をしながら、その実施体制について今構築するよう、あるいは構築が急ぐという観点で協議がなされておるといふところでありまして、私もその林業会員の一人でありまして、ぜひ全県的にその林政アドバイザーが派遣できるような制度を含めてつくってほしいという願いで今議論をしておるところであります。なかなか現実はそのような専門家が非常に少ないというのも現実であります。

また、森林バンク制度につきましては、現在、兵庫県で具体的な仕組みを検討中ですので、制度が整いましたら協議を進めながら取り組んでいきたいと、このように考えておりまして、本年から始まった中で、昨年からも議論しておるところであります。また県の全体でそういうところが具体的に、じゃあこれでいこうというところになってないということでもありますので、それが整い次第、県下全域でそういうことは取り組んでいくだろうと、このように考えておるところであります。

その他具体的には担当部長より答弁させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私からは森林の現状、森林環境譲与税の具体的な取り組みについて、お答えさせていただきます。

まず最初に、生産森林組合の創設以降の組合数及びその合計所有面積の推移でございますが、昭和46年度、この時点で4組合、173ヘクタールございました。昭和54年度では67組合、8,337ヘクタール、現在では、山崎に27組合、一宮に35組合、合計62組合で8,718ヘクタールとなっております。

また、宍粟市所有の森林面積につきましては約3,700ヘクタール、別に縁故使用地が7,100ヘクタールございます。そのほか地縁団体や個人、法人所有地の面積については、約3万ヘクタールとっております。

また、放置森林や相続手続をしていない不在村森林所有者の現状につきましては、これは非常に大きな課題であると議員御指摘のとおり、現状はそのように把握しておりますが、具体的な数値等、面積等につきましては現在把握はできておりません。

続きまして、本年度の森林環境譲与税の歳入予算額につきましては、約5,400万円を予定してございます。活用につきましては、次の五つの項目での活用を考えております。

まず、1点目、条件不利地での切り捨て間伐を進めるために条件不利地間伐推進

事業を実施いたします。これにつきましては、多くのほぼ6割強の3,200万円余りを充当する考えでございます。

2点目は、森林の中でのさまざまな体験活動などを通じた森林環境教育や木育教育などの環境教育事業を進めてまいります。

3点目は、市内林業関係事業者等が宍粟材の新たな流通システム構築に向けた市町間連携森林活用事業を実施いたします。

4点目は、地域が主体的に集落近くの里山整備を実施し、“日本一の風景街道”につながる景観形成を目指す環境保全事業を実施いたします。

5点目につきましては、森林経営管理制度に関する事務として、森林所有者への意向調査、また市への委託相談、経営管理権集積計画の公告・縦覧後の森林バンクへの登録手続等を進めるために、県との協議を進めながら、市の体制整備を行って事業を推進したいと考えております。

続きまして、次年度以降の森林環境譲与税の歳入予算額でございますが、まず、令和3年度までが今年と同額の5,400万円、令和4年度から令和6年度までが8,100万円、令和7年度から令和10年度までが1億1,500万円、令和11年度から令和14年度までが1億4,900万円、そして令和15年度以降については1億8,300万円と段階的に増加するような仕組みとなっております。

当面は、先ほど述べました五つの基本的な項目を基本に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、再質問をさせていただきます。いろいろと細かい数字ありがとうございました。

大体の面積割もわかりました。生産森林組合が比較的広い面積を所有しているのがよくわかりました。しかし、林業収入が少なく、林業経営が厳しい生産森林組合も多いのではないかと思います。先ほどの答弁の市内の森林組合の数を整理しますと、当初、これは設立当時ですけれども、4件あったのが途中で67件になって、現在62件ということで、5件減少しているということだと思っておりますけれども、その現在の62件のうち、休業届を提出している件数もしくは休業状態の件数、わかればお答えください。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 具体的な数値のほうはちょっと今資料が手元にございま

せんので、また委員会のほうで報告したいと思いますが、やはり林業経営につきましては、全国的に非常に厳しい状況になっておりますので、休業もしくは活動をされてない組合もあるかと考えております。

ただ、やはり集積化を進めたり、やっぱり路網整備、こんなことを進めながら、やはりそれぞれの組合が自立できる、そんな仕組みをつくっていく必要があると、現在私は分析しております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） そうですね、生産森林組合の経営は現在大変厳しいと思います。生産森林組合で経営している間は、固定資産税はともかくとして赤字でも法人県民税、法人市民税の均等割がかかってまいります。利益もないのに税金だけ払っていかないといけない。なお、宍粟市は生産森林組合が赤字の場合、法人市民税均等割の2分の1相当額を助成する制度があります。しかし、1,000万円資本金を超えますと、県も市も均等割が高くなりますので、生産森林組合の厳しい資金繰りがより不安定になると考えます。ただ、林業収入がない休業、休眠状態の生産森林組合の均等割をゼロ円にする方法はあると思います。

県税は林業収入がなく、固定資産税の経費だけで、また受取利息等の林業収入以外の収入しかない場合は、閉鎖届を提出すれば、法人の確定申告をしなくても均等割も発生しない。また、市税は同じ状況の場合、休業届を提出すれば、県税と同じように法人の確定申告をしなくても均等割も発生しない。私はそのように考えておりますが、それでよろしいでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） この件につきましてもちょっと私のほうで資料のほうを整理できておりませんので、調査しまして、また御回答をさせていただきます。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

御承知のとおり、平成29年4月1日に施行されました改正森林組合法で生産森林組合が民間地縁団体に組織変更できるようになりました。これにより今後さらに森林組合の減少が多く発生していくのではないかと懸念されますが、このことについて市当局はどのように考えられておられるか、お尋ねしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 地縁団体に移るメリットとか、デメリット等もあるかと

思います。そういったところを整理しながら、今後指導といいますか、方向性のほうを定めていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） いろいろ考えていただいて、政策に反映していただきたいと思います。

今後、生産森林組合には、現在林業収入がないため休業状態の生産森林組合も含めて、今回の国が出しております森林バンクの重要な一つの受け皿として協力をお願いしないといけないと考えます。そうすれば、また先ほど部長が言われましたように、生産森林組合は周辺の山林を活用して、今後林業経営がよみがえり、再開し、活発になると考えます。林業経営が休業ではなく、森林バンクを利用して再び生産森林組合が事業を再開するような仕組みを早く構築する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 今回の法改正の趣旨でございますが、これにつきましては、林業経営が不適地といいますか、なかなか経済林としての活用ができないところ、こういったところへの支援であったり、制度の構築だと考えております。

議員が御指摘のとおり、そういった弱い組合といいますか、そんなところにつきましても、やっぱりこんな制度が活用できて、逆に林業経営として成り立てる組織であったり、林業経営が成り立つ地域、山林にしていく、こんなことに誘導できれば再び林業のほうで活躍する組合になるかと考えておりますので、そういった点もあわせまして研究して事業を進めていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ぜひいろいろと研究していただいて、早々に施策を打っていただきたいなというふうに思います。

次に、森林経営管理法と森林環境譲与税についてですが、森林経営管理法の概要はわかりました。4月以降、宍粟市は森林経営管理法の施行を受けた具体的な目標、計画、施策、予算もわかりました。引き続き林業の再生に向けて行動を起こしてください。

ここで、森林バンクについてお尋ねします。

これは、不在村森林所有者も含め、手入れがされず放置されている人工林を林業経営者に集約しやすく、内容的には所有者がきちんと手入れができない場合、市町村に管理を委託し、市町村は経営規模の拡大を目指す林業経営者に貸し出す仕組み

で、市町村が仲介役となる公的な枠組みをつくることで利用を促すものです。

近くに林道がないなど悪条件で貸出先が見つからない場合は市町村が無償で借り受け、森林組合などに整備を委託することになっており、農地集積バンクの森林版と思われる内容です。

そこで、質問をしますが、このような制度、市町村に先ほど言われたように、譲与税で歳入はあるかとは思いますが、多額の負担が生じるとは思いますが、宍粟市の対応はどのように考えられているのか、再度伺います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） この4月から施行されておりますけれど、この事業を本格的に実施するには、いろんな課題があると思います。例えば、所有者の明確であったり、土地の確定、地籍の確定、こんなところが整理できなとなかなか事業を進めることとはできません。そういったことも整理ながらやっていくわけなんですけれど、やはり一番大事なのは、やっぱり山林の所有者の責任であったり、また市の負担、こんなところも非常に大きなポイントになってくるかと思えます。

それと、財政的には譲与税、森林環境税といった形で交付されてくるわけなんですけれど、やはり金額のほうも計画的に交付されてきますので、当然事業も計画的に進めていく必要があるかと考えております。長期的な視野が必要かと思えます。以上です。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ありがとうございます。やはり森林経営管理法の一番の目的は、森林の適切な経営管理が行われないと、災害防止や地球温暖化防止などの森林の公益的機能の維持促進にも支障が生じ、所有者不明や境界不明確等の課題もあり、森林の管理に非常に多くの労力が必要になった事態も発生しています。

このような中、適切な経営管理が行われていない森林を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化することとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることが重要であると思います。時間がかかるとは思いますが、計画的に市が管理する、先ほど来言っています森林バンクを運用し、本来の森林を再生させることが重要であると思います。その森林バンクを問題なく運営するためにも、先ほど市長から答弁ありましたように、アドバイザーの採用はもちろんでありますけれども、バンクの調査員とか、いろいろマンパワーが必要だと思います。そういった意味で、今後やはり職員を増員して、今後の宍粟市の森林を守る必要があると思いますが、

いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 特に不在地主とか、土地がわからないとか、境界とか、全国的に大きな課題があるわけでありましたが、兵庫県全体を見ますと、今、それぞれ各市や町が取り組んで山林の地籍調査をしております。兵庫県全体では30%を超えてないところでありまして。宍粟市は、今のところ現段階では60%近く地籍調査が進んだところでありまして。

地籍調査が有効だと私は実感したのは、昨年7月豪雨で土砂災害によって道路とかの復旧作業のときに、地主が明確、あるいは境界が明確だったということで工事が早く進んだということもありますので、そういう観点からも含めて地籍調査というのは非常に重要なことだと、こう思っております。さらに、そのことも相まって進めていかなくてはならないと、このように考えております。

そういう中、この法の趣旨をもってやっぱりいかに適切な森の管理をしていく、あるいは森林を管理していったって、公益的な機能を持たせていくかということ是非常に重要な課題であります。

今、担当の林業振興課の少ない人数であります。一生懸命頑張っておるところであります。そのうえに、林政アドバイザーという専門的な職員を何とか確保して、配置して、この法律に基づくものを、あるいは森林環境譲与税に基づくものを推進していく必要があるだろうと、このように考えております。

しかしながら、現段階ではそこにさらに増員というわけにはなかなか現状はいかない状況であります。いろんな政策の中で焦点を絞らないかんとすることは重々承知しておりますけれども、それぞれ職員一生懸命頑張っておるということで、今後もその体制をもって進めていくことが非常に重要だと、このように考えています。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 新しい制度をもって、やはりマンパワーがいろいろと必要じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後考えていただきたいなというふうに思います。

それでは、最後の質問に移ります。

最初に申し上げましたとおり、宍粟市は市域の約89%に当たる5万8,695ヘクタールの広大な山林の土地柄で、全国と同様、林業も衰退の一途をたどってきました。しかしながら、今、国も本腰を上げて林業再生に取り組もうとしております。先ほ

ど部長が言われましたとおり、税金関係の投入等もあろうかと思えます。この機会を捉まえて、宍粟市も林業再生に向けての取り組みを一層活発化させる時期に来ているのではないかと、そのように思います。

そこで、市長にお伺いしたいんですけども、市長の2期目後半の市政運営、特に林業再生に向けてどのような方法をお持ちなのか、その思いを再度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、森林あるいは林業を取り巻く環境、あるいは情勢については、非常にウルグアイ・ラウンド以降非常に低迷をしてきて、長い低迷時代があったということで、その間、それでもということで一生懸命市内の事業者を中心にしながら、あるいは生産森林組合もそれぞれ努力をしていただいたところでもあります。しかし、やっぱり経営という観点からすると厳しい状況があったということでもあります。今回、こういう法律改正の中で、やっぱり国も森林を守って国土強靱をしながら、それぞれの役割や機能を持たせながら、地域の経済の活性化という方向を向いておりますので、今まさにチャンスだと、このように考えておきまして、市も可能な限りその方向を向いて豊かな森林を守り、あるいは経済の循環、あるいは環境、総合的にこの問題と取り組むことが重要だろうと、このように考えておきまして、今後の計画の中にもしっかり入れておりますが、さらにこれまでの取り組みを検証しながら、森林を守ると、あるいは森林を生かすという観点で取り組むことが重要と、このように考えております。

○議長（東 豊俊君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） ありがとうございます。市長の思いがよくわかりました。我々まだ子どものころに、限りある資源を大切にというような言葉がありました。山は限りある資源ではなしに、限りない資源だと思います。というのは、50年スパンで新たな木が切りどきを迎えるという、植林さえしていけば、限りない資源だと思います。これは、大事に守っていくのも今生きている人間の役割ではないか、そのように思います。宍粟市の発展のためにも、今あるものを最大限に利用することが大切ではないかという思いを持って、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（東 豊俊君） これで、7番、田中孝幸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

午後1時まで休憩をいたします。

午前 11 時 42 分休憩

午後 1 時 00 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

山下由美議員の一般質問を行います。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

まず、いじめのない学校をとということで行います。

お互いの人間関係の修復や謝罪の場の提供をしたりすることで解決に努める、これではいじめは解決しません。これはけんかへの対応です。いじめは、他人を支配し言いなりにすることであり、そこに大きな力の差があります。現在の対応では、いじめられる側の安全が確保されておらず、見えないところでいじめが進行する可能性がある。このように3月議会において質問を行いましたが、教育委員会のいじめに対する対応はいまだ変わっておりません。どのように考えているのか。

3月議会において、保護者用のいじめチェックシートの活用による家庭との連携を求めましたが、どこまで進んだのか。

また、ネット上のいじめへの対応策は進んでいるのか。市長、教育長に伺います。

続いて、全ての市民が安心して暮らせる宍粟市について質問を行います。

宍粟市においても2016年4月1日より、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例が施行されております。より進んでいる自治体においては、障がい者コミュニケーション条例、障がい者配慮条例へと進み、現在では、全ての市民が安心して暮らせるまちの実現のため、インクルーシブ条例制定に向けての取り組みが行われております。宍粟市においても、このような取り組みを進めるべきであると思うがどうか。

より進んだ自治体におきましては、職員に対してユニバーサルマナー検定を行い、高齢者や障がい者などに対するサポート方法やコミュニケーションの習得に努めておられます。また、障がいのあられる職員を講師に学ぶ取り組みも行っておられます。自分とは違う誰かの視点に立ち、適切に理解して対応を行うことが安心して暮らせる宍粟市につながると考えます。取り組みを進めるべきであると思いますが、どうですか。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が国において制定され、「我が事・丸ごと」の地域福祉が推進されようとしております。

これにより、障がいのある人の暮らしはどのように変わるのか、その影響はどのようなものなのか、市長、教育長に伺います。

最後に、避難所における障がい特性に応じた対応について伺います。

災害発生時、知的に障がいがある人や発達障がいのある人を中心に障がいのある人の多くはその特性上避難所に行くことができず、半壊状態の自宅や自家用車等で寝泊まりすることが続いたと聞いております。宍粟市においては障がいに配慮した対応を考えているのか。市長、教育長に伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 山下由美議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質問に御答弁申し上げたいと、このように思います。

私のほうからは、全ての市民が安心して暮らせる宍粟市ということで、何点か質問いただいております。その他、より具体的なことを含めてであります。教育長や担当部長のほうからも御答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

最初に、インクルーシブな社会とはということですが、マイノリティーや社会的弱者、あるいは子どもから高齢者まで、全ての人が大切にされる社会を目指すものと、このように理解をしております。

御提案のありましたインクルーシブ条例制定に向けての取り組みは、障害者福祉の分野に限定せず「まちづくり」という幅広いフィールドの中で、より実効性の高い施策へと導こうとするものでありまして、全ての市民が安心して暮らせるまちの実現を目指そうとするものであると、このように認識をしております。

宍粟市では、市の障害者福祉施策の基本的な理念を、障がいのある人も障がいのない人も「地域で共に暮らせるまちづくり」として、この理念に基づき、第3次宍粟市障害者計画及び第5期宍粟市障害福祉計画、第1期宍粟市障害児福祉計画を策定し、各種施策を推進しているところであります。

この各計画の策定・進行管理においては、より具体的な展開が図れるように、宍粟市自立支援協議会に御意見をいただきながら進めておるところであります。

今後は、条例制定の必要性も含めて、障がいのある方、支援者団体、関係機関のほか、多くの市民の御意見を幅広く聞きながら、「地域で共に暮らせるまちづくり」について、さらに協議を進めていきたいと、このように考えております。

次に、「我が事・丸ごと」のことでありますが、午前中もいろいろありましたが、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の取り組み推進のための法改正が行われ、体制整備が進められようとしております。

この取り組みの推進施策の一つとしまして、平成29年の介護保険法等の改正では、新たに「共生型サービス」が創設されております。

この法改正により、これまでの介護保険優先の原則のもとでは、障がいのある方が65歳になって介護保険の被保険者となった際、使いなれた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがありましたが、これまでと同じ事業所で引き続きサービスを受けることができるよう制度が見直しされております。

制度の実施にあたっては、共生型サービスの実現に向けて、介護職員の専門性の確保や、介護職員の負担の軽減などの課題もありますが、公的支援のあり方を「縦割り」から「丸ごと」へ転換することにより、障がいのある方への支援体制が充実するものと、このように捉えております。

その他については、先ほど申し上げたとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私のほうからは、いじめのない学校についての御質問にお答えしたいと思います。

いじめ対策につきましては、いじめられた児童生徒を保護し、心配や不安を取り除いたり、いじめた児童生徒に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せるような指導を行う中で、「いじめは決して許されない」という人権意識を持たせるということで大切であると思っております。そのためには、まず教職員がいじめられた子どもの立場に立ち、いじめられた子どもを守る態度を明確に示すということが大事であると思っております。

また、謝罪やお互いの人間関係の修復だけでなく、継続的な指導や支援、さらにはカウンセラー等による心のケア、誰もが大切にされる学級づくりなどに丁寧に取り組んでいきたいと、また取り組んでいくことが大切であると思っております。

具体的には、学校現場におきまして、いじめの未然防止のためにソーシャルスキルトレーニングによる予防的また開発的な生徒指導の研修を進めており、さらには、いじめアンケート調査を実施するとともに、定期的に校内のいじめ問題対策委員会を開催することで、今後もしじめの早期発見・早期対応に取り組んでいきたいと思っております。

次に、家庭との連携についてですが、保護者が子どもの様子から気づかれて認知に至ったいじめの件数は昨年度52件ありました。これは市内で認知されたいじめの件数の22.9%に当たります。それぞれの学校ではこれまでも子どもの様子につきまして何か気がついたことがあればどんなにささいなことでも伝えていただきたいということで、学級での通信であるとか、また学級での懇談会などで常に保護者の方にお知らせしてきておりまして、家庭との連携は今十分とれているというふうに判断しておりまして、現在は新たなチェックシートの作成については考えておりませんが、今後、必要に応じて研究、また考えていきたいというふうに思っております。

最後に、ネット上のいじめへの対策につきましては、現在、専門家に委託しまして、ネットパトロールを定期的の実施しております。そして、毎月1回報告を受けるということで対応しております。ネットパトロールで認知された事案は、昨年度は1件もありませんでしたが、生徒からの訴えや情報提供によりましてSNSに係るいじめ事案は5件ありました。ネットパトロール監視員についてはその解決のために助言もいただいて対応しているところであります。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私のほうからは、障がいのある人や高齢者などへの職員の対応、このことについての御質問にお答えをさせていただきます。

障がいのある人や高齢者、妊婦などが必要とされるサポートや配慮を適切に行うためには、まず、正しい知識を持って理解を深めながら常に相手の視点に立ち、思いやりの心を持って対応するということが非常に重要であるというふうに考えておるところであります。

そういう視点から、ここ数年は特にユニバーサルサービスや認知症サポーター、このようなことに関する研修も積極的に取り入れているところでございます。率先して必要な対応ができるよう工夫を行いながら実践につなげていくということが非常に重要なのではないかとこのように考えておりますので、今後においてもこのような研修を積極的に進めていきながら、さらに充実をしてまいりたいというふうに考えております。

具体的には、今年度、市役所においても精神障がいや発達障がいのある方の雇用、これを進めておるところでございます。障がいのある人の雇用の定着を図りながら、職員みんなが働きやすい職場環境、この醸成につなげていくための研修を実施をしていきたいというふうなことで、今年度計画をさせていただきます。

実際に障がいのある方であったり、あるいは労働局の職員を講師に招聘しながら、障がいの特性やどのような配慮が必要なのか、そういったことを学ぶ学習会、これも実施をしていくということで、実は先週第1回の研修も実施をしております。これには兵庫労働局、あるいはハローワークから講師としてお越しいただいて、実際の対応というところについての学習会も実施をしたところでございます。

また、今年度ユニバーサルデザイン、あるいはサービスの提供についての研修も実施をする予定で、既に調整を行っておるところでありまして、市民の方が安心して暮らしていける宍粟市になるよう、職員の意識あるいは資質の向上、これに向けた研修も今後積極的に実施をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 私のほうからは、避難所における障がい特性に応じた対応についての御質問にお答えをいたします。

昨年の宍粟市における豪雨災害時には、障がい者等の要配慮者が半壊状態の自宅や自動車等での寝泊まりを余儀なくされたとの状況はなかったというふうに認識をしております。

今後においても、そういった事態が発生しないように、事前に的確な情報発信等を行ってまいりたいというふうに考えております。

以前、山下議員からの要配慮者についての御質問のときにも答弁をさせていただきましたが、障がいのある方も要配慮者であり、まずは「生命」が大事でありますので、近隣の方や介助される方とともに指定避難所や各自治会の公民館等の一時避難所へ、まずは避難行動をしていただくことが何よりも重要であります。

その上で、要配慮者に対しては、特別な配慮が必要であると考えますので、避難生活が長期間となるような場合には、防災センターや各保健福祉センターなどの福祉避難所を開設をして、そちらへ移動していただくということで対応をいたします。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） それでは、いじめのない学校をから再質問をさせていただきます。

現在の教育委員会のいじめに対する対応でありますお互いの人間関係に対する支援を行ったり、謝罪の場を提供したりすることで解決に努めると。解決をしていないのにこのような対応をするということは、いじめられる側の安全が守られており

ません。秘密が守られておりません。これではいじめが見えないところで進んでいきます。先ほど言ったような現在の教育委員会の対応では、いじめが解決するのではなく進んでいくと。いじめに対する対応をしっかりと行う必要があるというのがあります。

一つ宍粟市の事例を挙げたいと思うのですが、市内の中学卒業後、10数年たっている。仕事が続かない。中学時代のひどいいじめによるPTSD、心的外傷後ストレス障がいと診断されている。その人の証言であります。いじめられていることは親にも言えなかった。家では明るく振る舞っていた。学校で身体検査が行われたとき、学校医が体に複数のあざがあることに気づいた。教職員は家庭で虐待を受けているのではないかと保護者に電話で連絡。そのことにより学校でいじめを受けていることが知られた。保護者はいじめている生徒にわからないように対応をお願いしたが、上記のような対応により、多くの生徒からちくりと言われ、生徒に対して敬語でしか話せなくなり、自分を押し殺したまま、とにかく学校生活が終わってほしいと願いながら毎日通学した。苦しい日々を過ごした。今でも何に対しても自分が一番悪いと思う。このように言われています。

この方とよく似たケースというのは少なくありません。宍粟市におきましても、ひきこもり問題がクローズアップされてきておりますが、学校時代にいじめにより人格を否定され、その対応の不十分さからひきこもりにつながるケース、これが非常に多く存在するのではないかと考えております。

どのように考えておられるか、お答えいただきたいなと思います。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） まず初めに、山下議員の質問の通告書に、お互いの人間関係の修復や謝罪の場の提供ではいじめは解決しない、これはけんかへの対応である。いじめは他人を支配し、言いなりにすることであり、そこに大きな力の差があると、こういう認識で山下議員が質問されているというところで、ちょっとだけお話をさせていたきたいんですけども、大津のいじめ問題が起こった後、平成25年に国のほうからいじめ防止対策推進法というのができました。それを受けまして、宍粟でも平成26年にいじめ防止対応策をつくったんです。このときに、いじめの認識が変わったということが多分御存じやと思うんですけども、それまでは今言われるように、他人を支配し言いなりにすることであり、そこに大きな力の差があるというのは、そのように理解されてました。この新しい法律、また宍粟のいじめ防止対策法の中で、これは市の広報に出しているいじめの定義なんですけど、今のいじめの定

義はこのように理解していただきたいんですが、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるもの、いわゆる心身の苦痛を感じたらいじめであるとして、今宍粟市の教育委員会や学校は捉えているということなんです。

3月議会で山下議員が言われました中井久夫先生の書かれた本のことを引用されて、私も「アリアドネからの糸」という部分をしっかり読ませていただきました。確かにいじめは他人を支配しというふうに書いてあります。でも、この言葉は今平成25年以降、そうじゃないんだということで対応していると。それでこの人を支配するようなこと、それから恐喝するとか、物を取り上げるとか、先ほど言われた体に傷をつけるようなことについては、重大事態であるということで、教育委員会では取り組んでいるということなんです。

それで、この法律をつくりました後、学校では、いじめ防止基本方針をつくりまして、さらには、いじめ対策委員会というのも学校で定期的を開催しておりますし、何かそういう事例があったら、すぐそこで対応して、そういう今、山下議員の言われているような大きなことだけじゃなくて、小さなことも全て取り組んでいるんだということなんです。ですから、今言われたような大きないじめの事例はないということで、いじめの対応が謝罪だけではあかんと、解決していないというふうに言われたんですが、この平成25年以降はしっかりそういう例がなくて解決し、また継続指導の中で子どもたちが嫌な思い、つらい思いをしないように取り組んでいるということです。

なお、10数年前にそういういじめに遭った人のPTSDのことや、それから体にあざがあって、また家で言えなく明るく振る舞っていたというふうなことがありましたが、そういうことが起こらないように、今、市としましては条例をつくり、学校の校内、それから教育委員会と一体となって、そういうつらい思いをする子をつくらないように取り組んでいるんだということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） その法律のことは、法律といいますか、宍粟市において制定されております推進条例等のことは少し後で疑問点がありますので、質問させてもらいたいんですが、その前に、先ほど私が言っていたところの一番主要な点は、学校を卒業して10数年後にこういった心的外傷ストレス障がいが出てくる人たちが

いるというこの現状なんです。そこで、やはり本人がいくら訴えたいと思っても、やはり自分が悪いと思っている上に、もっと恐ろしいことにならないか、こんなふうに思っている。だから怖がっているからそれは無理ですし、それから仕事が続かないなどの精神的なダメージの大きさに気がついたとしても、時が流れる過ぎて十分な証拠がない、このように言われるわけなんです。

私が思うのは、訴えることが困難とか、もっと怖いことにならないかとかいうようなこと、これらの事情によって現在の対応のまま緊張感を持たずに済まされているのではないかなど。こんな重大な問題を残し続けているので、早急に対応策を、改善をしてもらいたい、そこが一番の私の言いたいところなんです。

それをわかっていただきたいなというふうに思うのと、それから、法律の件なんですけれども、国において、確かに2011年に発生した大津いじめ事件を契機として、2013年にいじめ防止対策推進法が成立、施行されております。

しかしながら、やはりいじめによる自殺や不登校などが後を絶たない中、今も法改正に向けての議論、これは活発に進んでおります。また、兵庫県においては、国の法律に基づいて、2014年の3月に、兵庫県いじめ防止基本指針を策定、また2017年3月には、状況等の変化への対応及び国の基本方針の改定に伴う改定、これを行っております。また、2017年の8月には、いじめ対応マニュアルの改訂版、これを兵庫県で発行しております。

そこで、宍粟市を見てみましたら、2015年に先ほど言われました宍粟市いじめ防止対策推進条例、宍粟市いじめ防止基本方針、これを策定しております。そして、各学校においても学校いじめ防止基本方針、これが策定されております。

私が気になりますのは、兵庫県が状況等の変化への対応及び国の基本方針の改定に伴う改訂版を出しているにもかかわらず、宍粟市においては何ら改定が行われていない、ここがすごく気になるんですけれども、まず、これがなぜなのか教えてください。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 県の改正の部分とかは私も理解しております。宍粟市のいじめ防止条例とか、いじめ基本方針につきましても、先ほど言いましたように、いじめの定義が変わったという部分が主な部分でありますので、そのことについては今、特に改正しなくても大丈夫であるというふうに理解をしております。

それから、いじめの対応のことなんですけれども、いわゆる謝罪では解決をしないというふうに言われておりますが、今のところ宍粟におけるいじめの事例、事案か

ら言えば、それで十分に子どもたち、また保護者も納得しているということで、これはベストな取り組みを行っていると思います。

ただ、山下議員が言われたような、ひどい他人を支配するとか、大きな力で傷つけるであるとか、そういうことについてはこの対応では済まないというふうには思っておりますが、現在はそういう事案がないということ。

また、これは申しわけないんですが、卒業をすれば学校では、10数年たった子どもの対応というのはなかなかできなくて、そのことについてはまた健康福祉部のほうのそういう家庭にひきこもっている子どもたちへの対応ということでお願いしているということなんです。ですから、本当に卒業してからも元担任が近くにいるというようなことであれば、本当に言ってくれる人もおるんですけども、なかなか目の前の学習であるとか、部活動であるとか、生活であるとか、さらには今出ているいじめ等の対応に追われて、なかなかかかわってやれないのが現実であるということなんです。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） なかなかわかってやれないのが現実であるということで済ませておられるというような、そのような感性というか、そういったところがやはり私の立場からしたら考えられないわけであります。

そこで質問を続けていきたいと思うんですけども、宍粟市においては、実際に教育現場で教職員が活用すべきものとして、2012年の12月に、この「教職員用いじめ早期発見対応マニュアル」、これが発行されております。これは国の法律施行前のものであります。いじめへの対応内容、変わってきています。また、いじめの定義、この一つにおいても当時の文部科学省調査における定義、これが記載されていて、いじめ防止対策推進法の施行により示された定義と既に異なっておるんですけども、宍粟市の教職員はいまだに法律施行前のいじめの定義でいじめに対して対応しておられるのかなというように不安になったんですけども、実際にどのように対応するかというのは、このマニュアルを見てしておられると思うんですが、それはどうなっているのか教えてください。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） いじめ対応マニュアルにつきましては、もうそれは以前のやつになりますので、今学校ごとにいじめ対応マニュアルをつくっております。さらに、教師用のいじめ発見チェックリストであるとか、さらには、子どもたちにQ Uテストで学級での子どもの状況を調べる、そういうテストも行ったりしております。

す。そして、いじめ対応マニュアルにつきましては、学校ごとのホームページに上げておりますので、現在の定義にあわせた対応ができるようにつくり直しているということで御理解いただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 私はインターネットで教職員用いじめ発見対応マニュアル、宍粟市のがどのようなになっているかなと思いましたが、やはりこれが掲載されてて、まさかこんな古いのをいまだに使っているのではないだろうなと思ひまして、教育委員会のほうにいただきに行きましたら、これをいただいて、平成24年12月につくられたものだったわけなんです。だから、おかしいのではないかというふうに質問しておるんです。

その上、この約7年前につくられた古い対応マニュアルは、西岡教育長が山崎東中学校の校長であられたときに、当時のいじめ対応マニュアル作成委員会の副委員長として作成されたものではないのですか。よくわかっておられるのに、なぜ現状や法律の施行に即して改正されていないのか。

ちょっとほかの自治体にも行って聞いてきましたけれども、今回ちょっと明石市が非常に進んでいるので調べてきましたけれども、明石市においては、2018年の3月に、兵庫県が出しています2017年8月に、このいじめ対応マニュアルに基づいてきっちりといじめ問題の対応というのを改訂版を出しております。それはきっちり考え直さなければならないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 今、古い対応マニュアルが残っているということにつきましては、こちらが点検して指導すべき事項なので、これは申しわけなかったと思います。

私が今、手に持っているのは、幾つかの学校のいじめ対応マニュアルをホームページに上げているのを持っていたもので、全部変えていると、私が認識しておったもので、これにつきましては申しわけなかったと思います。

また、いじめの対応につきましては、学校ごとに1次対応、2次対応、3次対応等々の取り組みもきちっと明示して、保護者の方にもわかっていただけるようにしておりますので、直していない部分につきましては、早急に新しいマニュアルを掲載するように指導していきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 兵庫県におきましても、この2017年にいじめ対応マニユア

ルを改訂版というのが出てまして、そこで平成29年、2017年の改定のポイントというところであるんですね。この改定のポイントは何がありますか。そして、何をきっちり直してありますか。ちょっと心配なのでお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 具体的なことを言えと言われたら、全部よう言わんで申しわけないんですけども、再度細かいとこまでチェックして理解するように努めたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 当時のいじめマニュアル作成委員会の副会長として務めておられたんですから、本当にちょっとしっかりしていただきたいと、私は心から思うわけなんです。特に、3月議会のときの教育長のいじめに対する緊張感のない発言、子どもたちの人間の命にかかわる問題、もっと真剣に、真摯に対応していただきたい、心からそう思います。

それと、この兵庫県が国の法律、あるいは現状に基づいて改定しましたこのいじめ対応マニュアル、この改定のポイントというのは、いじめの解消について、新たに記載されており、また特に配慮を要する対応について、それとあと重大事態への対応、これらが主に変わっているんです。

そこで、その変わっているところを見ましたら、やはりいじめられた子どもに対して、最後まで守り抜くこと、秘密を守ることを伝え、慎重な配慮を行う、徹底して守り抜くということが繰り返し明記されております。

また、いじめの解消、これにおきましては、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできないと明記した上で、解消のための二つの要件というのが記されております。

まず一つ目は、いじめに係る行為が病んでいる状態が相当の期間継続していること。また、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。これは被害児童生徒本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。ここまで書いてあります。

また、特に配慮を要する児童生徒への対応について、これも特に配慮が必要な児童生徒については、以下の点に留意して対応しますということで、特に配慮を要する児童生徒はどんな生徒かということを書いてあるんですけども、例えば発達障がいを含む障がいのある児童生徒がかかわるいじめについて。また海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

生徒、また、性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ、あと東日本大震災等により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒についてということで、特に配慮を要する児童生徒、このような児童生徒を含め学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導、これを組織的に行わなければならないというふうに書いてあるわけでありませう。

そういうようなところからも、本気でしっかりといじめに対して対応をしていただきたいと思うのですが、どうでしょうか、教育長。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 3月議会のときには、私の言葉の使い方が悪くて注意を受けたんですけども、私は真摯に、真剣に取り組んでいる。ですから、学校も先生方も理解してくれて、大きな、いわゆる重大事態が起こらない現状が続いていると。そして、行われたいじめについては、全てこの委員会でも議会でもオープンにしてその数を示して、互いにそういう数がふえてない状況をつくっていかうということで取り組んでいるということは御理解いただきたいと思います。

そして、前回は反問権と言われたんですけど、それ以外にどんな方法があるんですかと聞いたときには、そのままで終わったんですけど、やはり今言われたような今市内で起こっているいじめについては、やはり今御指摘いただいたように、保護者、児童に面談をしてと。これはもう当然のこととして事前に学校では全てやっております、そのやった後、ほんならどうするかと。いや僕が悪かったので謝りたいと、謝ろうとしている子にどうするかと、謝罪を受け入れますという状況で、その謝罪を行っているということです。前にも言いましたように、法に照らし合わせて、社会に出れば、これは犯罪の部分がたくさんありますが、学校では日常生活、子どもたちがいじめがあっても、次の日から同じクラスで勉強して、そしていじめによって不登校になったり、つらい思いをしない状況を次の日から、またその次の日からつくってやるためには、やはりお互いの顔の見える対応が私はベストであると思っております。

したがいまして、その後、先ほど指摘もありましたし、これまでも言っておりますように、最低3カ月間は継続して子どもの様子を担任が見、校長も見、そして保護者との連絡の中でどうですかということはずっと指導して、そしてそのいじめられた状況の心的な苦痛等が解消されたと、保護者も含めて本人の了解を得て、一応

継続指導を終わらせて、いじめが解消したということで報告をさせていただいているということなんです。

それから、配慮を要するという子どもにつきましては、いつも御指摘いただいております発達障がいの子であるとか、さまざまな障がいを持っている子につきましては、サポート配慮を持っておる子につきましては、特に慎重に、そして校内の検討委員会の中でも様子が変わっていないかということを実際に常に先生方は配慮しながら、日ごろから見てくれております。その様子が十分お互いが理解できない場合には、学校からサポートチームも送りますし、スクールカウンセラー等の力も借りながらということで、子どもが決して孤立しない、寂しい思いをしない、言われておりますインクルーシブな状況で学校の中で教育ができるように取り組んでいるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） とりあえずお願いしておきたいんですけども、この7年前に西岡教育長が作成委員会の副委員長としてつくられましたこの対応マニュアル、ほかの自治体はきちんと最新版を出しておりますので、兵庫県のものに続いてとか、あるいは現状を把握してとか、あるいは国の法律に基づいてとか、ともかく新しい改訂版を早く出していただきたいと思います。それはどうですか。

○議長（東 豊俊君） 前田教育委員会教育部長。

○教育委員会教育部長（前田正人君） 具体的なことなので、私のほうから答弁をさせていただきます。

今言われましたことにつきましては、いじめの定義等は大きく変わっております。また、解消の状態、今、山下議員さんが言われたとおり、そこら辺のことも変わっておりますので、それについての改正版は一応作成はしておるんですけども、今、山下議員さんのお手元に届いてないということはオープンになってないところがあるかもしれませんので、そこを一度見直しまして、もう一度公表できるような、皆さんかわかっていただける資料にしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） いじめの定義が変わって、それで一番やはり大きいなと思ったのが、インターネットを通じて行われるものも含むということが、しっかりと明記されたことだと思うんですね。そこで、やはりこのインターネットを通じて行われるいじめに対する対応、これが本当に十分でなければならないということで、インターネット上の特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブル

について最新の動向の把握、また情報モラルに関する指導力の向上、これにも努めていかななくてはならないし、また、やはり家庭での保護者との連携というのがこのインターネットでのいじめというのには、すごく大切だなと思うんですけども、そのあたりはしっかりされているのでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） このインターネットにつきましては、もう何年になるかちょっと、かなり前からネットの使い方ということを含めてネット上のトラブルがあるということで、ずっと小・中、毎年1回は最低このネット上のトラブルについて、またネットの使い方についてということで研修会をしております。子どもだけでは不十分であろうということで、保護者とともに学ぶ機会もどの学校でも、小・中で行っております。

ネット上のトラブルにつきましては、これまでも報告しておりましたが、以前にはありましたが、今のところはSNS等の上でのトラブルは見つかっておりません。ただ、これも3月議会で申し上げましたように、LINEの中での悪口等がある部分については、これはパトロールをお願いしても、今のシステムでは見つけられない、入れないということなんで、ここについては保護者等と子どもとの約束事であるとか、そういう中で気づいていただくしかない。ただ、保護者に聞きますと、スマホ等でロックというんですかね、かかっていたら子どもの様子を見たくても見られないんだというような声も聞きました。そういうことで、今後もこれから子どもたちをはずっと使っていくものでありますから、情報モラルにつきましては、事あるごとに学校でいろいろな機会を捉えて指導できる体制を今後も続けていきたいというふうに思います。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） そのあたりは先ほど報告がありましたように、ネットパトロールでの実施をしたところゼロ件というのも、何かちょっと本当なのかなというような、危ないのではないかなと思われたので、そこをしっかりと考えていってほしいと思います。対応マニュアルの中にしっかりと入れていただきたいと思えます。

引き続き、全ての市民が安心して暮らせる宍粟市にということで、再質問をさせていただきます。

これは午前中にも議論がなされましたけれども、大切な問題であると思うので、再度深く質問していきたいなと思います。

この地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律の中にある「我が事・丸ごと」政策、これなんですけれども、「我が事」とはこれからの社会福祉には公に頼るのではなく、自己努力や地域での支え合いが基本、こういうふうにされております。

そこで、社会福祉の責任順序を午前中も言われてましたが、本人から見て自助、互助、共助、公助としております。まずは、自己責任としての自助を果たす、続いて互助、そしてその互助の中心というのが身近なボランティアを指しておまして、その上で共助が入ってくる、その共助の一環に午前中も言われました2016年の社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人の活用というところが主になってきて、社会福祉法人が保有する資産などを活用して、公益的な取り組みなどを行うことができるというところが、この共助のところに入ってくるなというふうに思ったわけなんですけれども、最後に公助、これが足らざるものを補うというような方向になっております。

こういうことになりますと、やはり自治体間の福祉サービスの格差というののもたらされてしまいます。やはり私も思うんですけれども、障がいのある人の生活というのは、やはり基本的に自助の連続、そんな毎日じゃないかなと。こんなふうな側面もあるというふうに思うので、この法律の施行によって、これまで少しずつ積み上げてきた権利としての社会福祉、これが崩れてしまうのではないかと考えて、宍粟市としては、社会福祉にこの公的責任、これは果たし続けていくべきだと考えますけれども、こういったところで公的責任を果たしていこうと考えておられるのかお尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） ただいま山下議員のほうから午前中にもございました自助、互助、共助の部分について、そして最後、公助の部分でその足らずを補う、そういった中身についてということでしたが、午前中にも申し上げましたが、現実問題として、この「我が事」の部分で、じゃあ、宍粟市でどういうふうに対応していくのかという、まだ議論が始まったところでございます。そういう中で、じゃあ、市がどういう責任を果たしていくのかというのは、なかなかこの場でお答えできないような状況でございますが、午前中にも申し上げましたように、今後の議論の中でいろんな主体の皆様の御意見は聞いていきます。また、議会からの御意見もお伺いする、このように考えておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 続いてのこの「丸ごと」なんですけれども、午前中もあった

んですけども、縦割りを廃止という名目で、高齢者、子ども、生活困窮者、障がい者と分野別に分かれておりました各種の事業に共通の基準を設けよう。例えば職員の配置基準とか、施設整備基準の共通化、あと相談支援事業の分野を超えた対応、これらを考えられております。誰もが利用できるのが理想的ではというような期待、これを寄せておられる方、市長もちょっとそのようなことをおっしゃられたかなと思うんですけども、確かに多いんですけども、やはり問題点があります。それは、確かに支援面での共通点もありますけれども、やはり障がいのある人には質と量の両面でよりの確で雇用性の高い支援、これが求められます。これは高齢者や子ども、この支援についても同じことが言えます。

これまで日本では分野ごとの専門性の確立、これが進んできております。私はこれまでの専門性の蓄積、これを否定することになるのではないかなと、そのように思います。

また、もう一つ問題点があるんですけども、65歳を超えて高齢になられた障がいのある人は、先ほども市長言われましたように、介護保険優先原則であったけれども、同じ事業所で使えると。そのよさがあると言われましたが、しかしながら、この介護保険にはサービス利用料1割から3割の負担がかかってくるわけなんです。ですから、同じ施設を利用して、65歳になったら、負担がふえてしまうというような心配はないのかどうか。ちょっとこれ市長にお尋ねしたいんですけど、ここ心配なんです、すごく。

それとあと、その上に同じ事業所におられる障がいのある人に対する負担、この流れ、受益者負担、サービスを受けたら一定の利用料を払うという受益者負担、この流れが強まるのではないかという不安も感じるんですけども、ここのところ、市長、どのように市民の人たちを救ってくださいますか。お尋ねします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭も申し上げたとおり、65歳で先ほどのとおりであります。確かに同一のところではありますが、負担については恐らくまたこれ大きな課題になってくるだろうと、このように認識しております。

それから、特に、介護職員も含めて共生型サービスになったときに、そのものも負担になってくる可能性も非常に高いと、こう考えておりました。先ほど担当部長が申し上げたとおり、いろいろ課題も整理する中で、我がまちの独自政策をどこまでいけるかということについてはこれから議論が必要だろうと。ただ、現段階ではこうあるべきやということ、冒頭、浅田議員のときにも申し上げたとおりであり

ますが、また私自身も勉強不足でありますので、少しこれからいろんな角度から協議会も含めて議論していただいて、我がまちとしていよいよ本当の意味での市民の皆さんに寄り添った、どういう制度がいいのかなということ、多分、私は今回のこのことが引き金となって、それぞれの自治体がこれまでの経験したことの無い人口減少社会の中で、社会保障を含めてどうなっていくかということの一つの始まりではないかなと。こんなふうに認識をしております、的確な答えにはなりません、そのように捉えておるところであります。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 国が法律を作成して、この我が事・丸ごと政策、これを進めようとしているわけですが、私はやはり自治体として取り組まなければならないことは何だろうというふうに常日ごろから考えてしまうわけなんです。やはり今、国が我が事・丸ごと政策を進めようとしているということを考えて、一番大事なことは、やはりこのような国の法律ができた、その動きに対応して市民の望む自治体運営をどうするかという力を身につけていくことやと思うんですけども、2006年に国連で採択されて2014年に日本が批准した障害者権利条約の基本、これを宍粟市で実現していけば、この我が事・丸ごと政策に対して対応できるのではないかなと思ったんです。

というのは、やっぱりインクルーシブの宍粟市の実現、それをまず実現せずに我が事・丸ごと政策を国の言うとおりに進めるということは、福祉対象者に対する安上がりな見守り、これになるおそれがありまして、人権が守られず、障害者権利条約にももちろん違反するということになります。また、全ての市民、地域が共倒れするという可能性もあるのではないかなと、そのように思います。だからこそ、私はより進んでいる自治体に倣って、障がいのある人たちの声を取り入れた条例を制定しなければならないなど、そのように思ったわけなんです。国の法律が施行された後のさまざまな課題に的確に対応していくような力を身につけていかなければならない、そんなふうに思うわけなんです。

そこで、より進んだ自治体と言ってますのが、具体的には明石市なわけですが、さまざまな市民を守るための、それも国の法律施行後の課題に的確に対応した条例等をつくられておるわけなんですけれども、その条例をつくる中で活躍しておられるのが、弁護士の職員さんということで、顧問弁護士さんではなくて、弁護士の職員の方を現在7人、あと2019年春には10人雇用するというふうにされているわけなんですけれども、これはその職員からの法律相談も受けておりますし、ある

いは市の庁舎での市民相談、病院の患者や高齢者への訪問相談、それから子育て関連部門にも2人の弁護士さんがおられて、家庭や学校を訪問しての相談を受けていると。こんなふうにされておられます。

というのが、この明石市の市長が弁護士であり、また社会福祉士を持っておられ、また障がいのある御兄弟がおられたことで、合理的配慮のない、今の社会に対しての憤りを持っておられたということから、こういったことがどンドンどンドンと進んで、そして今、明石市では、人口あるいは出生数とも増加しております。過去最高の総人口を約20年ぶりに突破、そして今もふえ続けているということなので、やはりこういったことも考えて、やはり地方分権の時代ということですから、みずから立案して施策を推進していくという力を自治体も、あるいは議員も身につけていかなければならない。私はそんなふうに思うのですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私もこの自治体を預かる者として、長として、常々やっぱり特に社会保障というのは、国との信頼であったり、あるいは協力関係、こういったことに基づいて着実に推進するべきものと、このようには認識をしておるところであります。

特に、子ども・子育て施策をはじめ社会保障施策充実に向けても、一定国は画一的な態度で、あるいは画一的な制度で対応を求めてくるということでもあります。したがって、基本的には信頼・協力はあるわけではありますが、先ほどおっしゃったように地方分権と言われて久しいわけではありますが、私はその中でどうやって宍粟市の単独事業、あるいは地方単独事業、うまくそれと組み合わせる実施することが今求められておるのではないかなと、それが地方自治体の力量につながってくるだろうと、このように思っております。

しかしながら、それぞれのまちの力量は当然トップの力量も違うわけではありますが、いろんな財源や歴史やいろんなことも違うわけでもあります。明石市さんの例を言われましたが、確かに突出してそういう状況であります。ただ、私はそれは明石市さんの独自性の中で首長がトップとしてやられておるわけでもありますから、そのことはそれなりに評価するわけではありますが、実は、先日、水曜日に全国の手話言語条例、俗に言う、その首長会議がありました。明石市さんが中心になられて、最初、兵庫県では私と何人かでやって、最初230ほどの自治体でありました。先日は530ということですからかなりふえております。まだ、言語条例ができておるわけではな

いわけであります、とりあえず国に要望していこうというようなことも含めたり、現実の進め方の調整や、あるいは課題や議論をしてきたところでもあります。そういう中で、やっぱり冒頭申し上げたとおり、次の条例に向かってどう進めるかということがありますので、私は俗に言う手話言語条例が一つの取っかかりとして市民の皆さんに、ある意味で共生の社会、みんなでというこういう意識の私は突破口ではなかったかなあと、こう思っております、段階的に先ほど申し上げたような形の条例制定に向けて。

ただし、明石市さんに議論しますと、あれも2年ほどかかれたようでもありますね、条例制定までに。しかし、それぞれのまちの特色や人口構造や、いろんな形が違いますので、必ずしもそれが当てはまるとは私は思っておりませんが、今後市民の皆さんと一緒に、まさにこのまちに住んでよかったなあと思えるような、住み続けたいなあ、そんなまちを目指した条例は必要だと、このように認識をしております、そういう観点で今後進めていきたいと、このように思っております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 確かに条例制定には時間をかけていてもらいたいと思います。というのは、障害者権利条約、これが国連でつくられていく過程においても、やはり障がいがある方の声、私たちの声を抜きにつくらないでもらいたいという熱い思いの中でつくられてきたので、そういった声を入れてしっかりとインクルーシブ社会に向けていくためには、やはり時間がかかるというふうに考えてますので、市長も先ほど前向きな考えを持っておられますので、頑張っていてもらいたいと思います。

それと、次、避難所における障がい特性に応じた対応について、再質問したいと思うんですけれども、やはり合理的配慮、人的な合理的配慮ということで、対応する人が自分とは違う人の視点に立って、何がこの人には必要かということに対応できるように、やはりしっかりとした能力、そういった能力がまず必要だなというふうに思うのと、それと、体育館を今度利用されたときに、要配慮者にはほかの教室も使えるというようになっているわけですが、それぞれ障がいいろいろあります。そのそれぞれの障がいに応じて各教室、ここを使う、ここを使うとか決めておいてもらいたいと、そんなふうに考えるんですけれども、教育長、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 学校を使うのはいつき避難所として使うわけでありまして、これが継続してずっと使われるとなると、子どもらの学習権の問題になります

ので、その場合は防災センターであるとか、福祉避難所であるとか、そういうところを活用してもらいようにしていかないと、学校を障がいの程度に合わせてこの教室、この教室と使われるのは、ちょっと現状では難しいと。本当にひどい、ひどいという言葉がおかしい、大きな災害の場合はそんなことを言っておられませんが、日常のそういう避難のときには、その辺はまちづくりと、また福祉部等と連携しながら、避難のあり方について対応できたらと思っております。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 先ほど教育長の補足ですけれども、まずは1回目の御説明のときに、一時避難所と言いましたけれども、感じで書くと一時と書きますが、正式にはいつときというふうに読みます。ちょっとわかりにくいかなと思いましたので、ちょっと説明が不足しておりました。

その上で、議員おっしゃいましたとおり、まず福祉避難所に大事なものは、そういう人的対応という部分で、保健師さんでありますとか、ケアマネジャー、また介護福祉士さんがいらっしゃるところがまずは大事だろうなというふうに思います。その上で、各保健福祉センターをまずはというふうな形で設置していただきたいというふうにも思っておりますし、先ほど学校のお話もありましたとおり、初めから限定するのではなく、福祉避難、要支援の方に対応する支援計画といいますのが、まずは一番困っている人から柔軟に臨機応変に対応するというふうなことが大切なあとというふうにも思っておりますので、かえって最初から限定してしまいますと、それに固執してしまうというふうなマイナス面もあろうかなあとというふうに思います。

あわせて、先ほど学校のほうの御説明でしたけれども、ただいまの学校のほうも、体育館なんですけれども、万が一保健師とか、クーラーのかかっている部屋への支援が必要な方におきましては、そこら辺も融通をきかせて弾力的に学校の管理者さんをお願いをしたいということで、現在お願いをしております、この6月中にはそのあたりの調整はできるというふうなことになっております。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 体育館以外の教室ということもちょっとほかの自治体にも尋ねてみたんですけれども、やはり畳があるとか、要配慮者が住みやすいような部屋、ここをそういった避難所にするということで指定はしているということだったので、話し合いが進みましたら、その話し合いの中できちっと指定はしておくということで考えたらよろしいですか。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） 先ほども申し上げましたように、初めから限定的にという部分がかえってしないほうがよろしいんじゃないかなと、そんな考えでおります。

要支援の方におかれましても、それぞれ対応をするニーズというものが変わってこよいかというふうにも思いますし、例えばベッドのところがよろしい方もあれば、畳のところがよろしい方もあろうかと思えます。ですから、そのあたりは学校の管理者さんも十分配慮いただけるというふうな認識のもとで弾力的にやったほうがよろしかろうかなというふうに思っています。

○議長（東 豊俊君） 10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） わかりました。その辺は前向きに受けとめて、弾力的にちょうどその方の特性に合う部屋を鍵をあけて利用できていくというふうに考えたらいいわけですね。

○議長（東 豊俊君） 津村まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（津村裕二君） はい、そのように考えていただいてよろしいかと思えます。

○議長（東 豊俊君） これで、10番、山下由美議員の一般質問を終わります。

続いて、飯田吉則議員の一般質問を行います。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 11番、飯田です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、新元号、この5月から令和の新しい時代になりました。令和に込められた意味にもありますように、この国が安らかで平和で住みよい国であり続けること、こういうところを願うところではありますが、これまで抱えてきたいろんな諸問題は、ますます深刻になりつつあります。

少子高齢化は、人口減少、過疎化へと進み、地方自治体の消滅の可能性にまで触れられるようになっております。我が宍粟市においても人口の減少に歯どめがかからない状況にあります。人口が減少することにより、さまざまところで支障を来していくことが懸念されております。

そこで、まず、今後の水道事業について、伺いたいと思います。

平成30年度に宍粟市の水道事業についての経営審議会が4回にわたり開催されております。そして、安定した水道事業経営の実現に向けた提言として、平成30年11

月にまとめられております。この提言を受けて、今後の水道事業経営の安定化に向けて市長の考えをお伺いしたいと思います。

まず、総務経済常任委員会では、提言はホームページで閲覧できるが、審議会に提出された資料等を市民に見ていただけるようにして、広く現状と将来の見通しを理解してもらうようにすべきではないかというような意見が出されておりました。市長はどのようにお考えでしょうか。

次に、人口減少のもと、有収水量が減少することが見込まれております。その中で水道事業の経営は厳しい状況にあると思います。提言にある料金改定の実施について慎重であるべきであるとの意見も総務常任委員会では出されていましたが、市長はどのようにお考えか、お伺いいたします。

三つ目に、提言では、経営の安定化のためには、全市民が対象の事業でもあることから、一般会計からの繰入金の検討をするように求められてもおります。市長のお考えをお伺いいたします。

四つ目に、水道事業の広域連携について、いろいろな意見も出ておりましたが、どのような検討がなされているのか、お伺いいたします。

次に、森林王国宍粟として、これからの森林整備、管理についてお伺いいたします。

平成21年4月1日から10年計画で実施されてきた宍粟市森林整備計画がこの3月31日をもって終了し、新たな計画がこの4月1日から施行されておるといふことでございます。

国においては、5年後から課税予定の（仮称）森林環境税や、それに先駆けて本年度から始まりました森林環境譲与税、それに続き、森林経営管理法の改正施行やこの5月21日に衆議院を通過した国有林野管理経営法改正案、この改正案は6月5日に参議院でも可決され、来年4月から施行されることとなったようです。

このような国の森林政策の改正の動きを新たな計画に反映していけるのか、今後の課題であると考えます。積極的な取り組みを求めるところではありますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（東 豊俊君） 飯田吉則議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、飯田議員の御質問2点について、御答弁申し上げます。このように思います。

1 点目の水道事業の今後であります。

1 点目の 1 点目、四ついただいておりますが、水道事業経営審議会に提出した資料を市民の皆さんに見ていただけるように、こういうことではありますが、現在、水道事業経営審議会の提言や議事概要等の資料については、市のホームページ上ということで御案内があったとおりであります。

今後は、提言内容等をよりわかりやすく解説（事業の仕組みや状況）をして、引き続き、市のホームページや広報紙を使って周知することが大事だと、このように考えております。あわせて、市の出前講座の一つにも加えておりますが、そういったことで市民の皆さんに水道事業への関心を現状を含めて持っていただきたいと、このように考えておりますので、そのような方向で取り組んでいきたいと、このように思っています。

2 点目の料金改定及び、3 点目の一般会計からの繰入金ではありますが、両方とも関係するようでありますので、あわせもってではありますが、市としましては、まず経営改善と、このように考えております。

当然提言書の中にも縷々ありましたが、これまでも、支出の削減や効率的な運営、あるいは未収金の解消などの経営努力も行っているところではありますが、簡易水道との統合を行った上水道への国の支援の拡充について、今現在、国へも要望をしておりますが、そういったところの弊害も現実に出ているという状況であります。強く国のほうにそういったところでの支援、打ち切りのないよということで現状は苦しいということも要望しておるところですが、さらに強く要望していきたいと。これは単に我がまちだけではありませんので、他市町と連携しながら市長会でもそういう要望を繰り返して行っておるところであります。

さらに、水道事業ビジョンの策定に基づいた中長期的な事業環境の変化への対応、広域連携の協議に積極的に参画するなど、経営基盤の強化を図っていくことが重要であると、このように考えております。

ちなみに、冒頭お話があったとおり、人口減少社会に入って、いよいよこの問題もまさに非常に厳しい課題が突きつけられておると、こういうことでもあります。いろんな意味で広域的な視野をもって今後考えることも必要でありますし、場合によっていろんな意味で施設のありようも考えていかないかと、こんなふうには認識しております。

また同時に、一般会計からの基準外繰り入れについては、私は現段階では慎重に検討していくべきと、このように考えております。したがって、歳出削減、あるいは

は歳入の確保、国への支援拡充の要望、また広域連携の中での経営改善、こういったことに取り組んでいきたいと、このように考えております。

あわせもって、そういう観点からしても、料金改定についても、私は現状のこの社会の動向を見ますと、慎重に検討しないとなかなか安易にというわけにはいかないと、このように考えております。

4点目の広域連携への参画についてであります。特に、広域連携につきましては、兵庫県水道事業のあり方懇話会、兵庫県水道事業広域連携等推進会議及び西播磨ブロックにおける広域連携に係る協議等々により、広域連携に向けたさまざまな協議を行っておりますが、今現在の状況としましては、いずれの協議においても具体的な方向性を出すには至っておらない状況であります。

ただ、平成30年度に改正となりました水道法において、水道基盤の強化、広域連携の推進が掲げられておる、これは御承知のとおりであります。お話があったとおりであります。平成31年1月には、国の通知において、経営統合や施設の共同設置、事務の広域的処理等、多様な広域化について都道府県を中心として、具体的かつ計画的に取り組むを進めていくため、都道府県に対し水道広域化推進プランの策定が要請され、兵庫県におきましても策定に向け、水道事業者へのヒアリング等を今実施されておると、こういう状況であります。

こういった背景の中、広域連携への協議はより具体的な内容へと今後移っていくこととなりますが、宍粟市としましては先ほど申し上げましたとおり、水道基盤強化のための有力な手段と考えており、事業統合や経営の一体化なども含め、広域連携に係る協議に積極的に参加して、市としての具体的な方向性を見定めてまいりたいと、このように考えております。

2点目のこれからの森林整備や管理についてということですが、午前中も少しそういったお話もありましたが、森林環境譲与税を財源とした森林経営管理制度は、本年度から本格実施となっており、宍粟市森林整備計画においても五つの項目を基本に、新たな計画として活用に関する事項を反映しておるところであります。

具体的には、放置森林などの森林所有者みずからが経営管理できない森林については、条件不利地間伐推進事業による条件不利地での切り捨て間伐事業や、彩りの森づくり事業による“日本一の風景街道”につながる里山整備事業などの森林環境譲与税を活用した森林整備を実施し、未整備森林の解消に努めていきたいと、このように考えております。

また、国有林野経営管理法の改正の趣旨である森林の長期管理事業については、

平成30年度から市の公有林で長期森林施業委託事業として既にスタートをさせております。これは10年ではありますが、さらに民有林整備の大きな課題となる所有者不明や境界未確定を解消するため、午前中も申し上げましたが、山林の地籍調査を計画的に早く取り組まなくてはならないと、このように考えておるところであります。

さらに、新たな森林経営管理法では、円滑な事業の実施には市町の組織体制強化が強く求められておりまして、宍粟市においては、林政アドバイザーの確保を考えております。現実として、なかなか厳しい状況であります。林業に関する専門的知識や技術を持った職員の確保は非常に急務であると、このように考えておりまして、厳しい現状であります。鋭意さらに努力を重ねていきたいと、このように思っております。現在、県の支援体制についても協議がなされておるといふことであります。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、順次再質問をお願いします。

まず、水道事業についてですけれども、先ほど市長のほうからありました、出前講座等で市民の方々に知っていただきたいということがございますけれども、私が思うに、毎年市民懇談会、各地区で行われております。その中での議題、去年は「防災・災害の対応について」ということで、本当に市民の皆様からのいろんな声が聞けたというふうに思うんです。

そういう中で、私も出前講座もありかと思うんですけれども、こういう形で全市的にいろんな人の意見を聞いていく、当局からもいろんなこういった資料を提出して、皆様に知っていただく、事細かにこれから未曾有に生きるための源なんで、なくてはならないものですから、これからどうしよう、こうしようという話は本当に必要な問題だと思うので、やっぱり女性の方にも参加していただくような状況をつくりながら、はっきり言って、もう全てをさらけ出して見ていただくということは必要じゃないかと思うんです。その上でどうするんだということを皆さんで議論していただく、そしてまた議会にも投げかけていただくということが一番きれいに物事が進むんじゃないかなと思うんですけれども、この辺、市長どうお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 確かに去年は特化して災害ということで非常に集中議論ができて、そのことによって御意見いただいて、計画に反映してということで、このサイクルができたと思っております。

確かにこの水道についても、非常に厳しい状況をつぶさに、市民の皆さんに現状をしっかりと知らせ、これからどうするんだと、こういうことであります。

ただいま申された昨年のような、例えばタウンミーティングで特化してということではありますが、今日の段階では、はい、それをやりますというわけにいかんのですが、それも一つの大切な手法だと、こう考えておりました、そのことについてはちょっと検討させていただきたいと、このように考えております。

ただ、いろいろなところで私もいろいろ水道のこともお話しするんですが、何だまた高くなるんかいやいと。こんなイメージを持ってはいけないので、みんなでこの問題を一緒に考えましょうという視点が大事だと思いますので、そういう視点でちょっと検討させていただきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） まさに市長のおっしゃるとおりで、水道料金が上がるんかいやという話じゃなく、水の大切さ、どうしたら守っていけるかということと一緒に考えていく、今の広域連携のことも踏まえてですね。

やはり、もともとは山間部に行きますと、水は何ほでもあるもんやと。水なんか買うもんやないという感覚があって、なかなか最初のころは加入者が少なかった状況もあったかと思うんですけれども、ここへ来て、やはりみんなで守らなあかんという観点から、みんな加入者がふえてきたという部分もあろうかと思っておりますので、この近年になって、恐らく有収水量は少ないけれども、若干ずつはふえてきておる状況をこの審議会に提出された資料では見てとれます。そういう意味でも、加入者は少ないのに、ふえとるという状況もあろうかと思うので、その辺のところも踏まえて、やはり皆さんの理解が進んでおるという中で、やっぱりそういう議論が必要かなというふうに思っておりますので、大切にそういう部分は扱っていただきたいなというふうに思います。

また、水道事業で先ほど国の交付金の部分ですけれども、もともとあったものについては、なかなか減少したりしてきておると。その中で先ほどおっしゃったように、広域で皆さんの意見として国に求めていくという、そういうことについて国からの対応としては、今どういうふうにとられておりますか。ただけそうか、そうじゃないか、対応はいやいやそんなことは国としてようせんという状況なのか、どうでしょう。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私が承知しておるところしか申し上げられませんが、たまた

ま水道とかいろんな分科会分野がありまして、私はその分科会には入っておりませんでした。森林のほうに専門で入れということだったんで、大変申しわけない。聞いておるのは、非常に厳しい状況だと。

それから、御存じのとおり、水道についても経営そのものを民間という状況も国も一定出しておる。ただ、全国押しなべてそういうわけにいかない、都市部と郡部との違いと、こういうこともありますので。ただ、私どもはかつて簡易水道という事業の中であって、統一して水道のほうへ入ったということでありまして、その分のことについてはもちろん高料金対策もあるんですが、ぜひこういったところでは非常にバランスがとれてないという要望は続けております。

ただ、現状は非常に厳しい状況だというふうには聞いておりますが、ただ、どこが厳しいのかということも承知しておりますので、今後またそれらの要望の国の考え方については逐一情報を探っていきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） その辺のところを十分に伝えていただいて、維持できていくように、国からの助成が得られるように努力していただきたいと思います。

また、今現状、こんなことを言ってまた不安をあおるようなことになろうかと思うんですけども、現状のまま進めると5年で利用資金がなくなっていくような現状にあるという状況には変わりはないというふうに思います。

そんな中で、ここの中にもありますアセットマネジメントの実践によって、これから先50年の経費、これを528億円を261億円まで抑制できるという試算が出してあるんですけども、この試算というのは全体的にいろんな意味での本当の試算をしていった上で、これだけのものができるようになるというふうになっておるんでしょうか。全体的なイメージ図では見ているんですけども、どこをどうしたらこれだけのお金に削減できるのかという部分については、理解できる資料はないと思うんですけど、いかがですか。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） アセットマネジメントの活用によりまして、今後50年間の更新費用を250億円以内に抑えるというようなことですが、これにつきましては、平成29年3月に策定をいたしました経営戦略の中でそれをうたっている。具体的には一つは施設の統合であるとか、それから施設・設備の合理化、それからさまざまな資機材の更新基準の見直しであったりとか、その中には管路であったりとか、そういったものの基準の見直しというようなことがございます。そうい

ったことに十分研究、取り組むことによって、それに近い形での投資の削減効果というものを出していくというのが今後の水道部としての課題かなというふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 大きな枠の中でそういうふうにはできるであろうという見通しであるんだろうというふうに思います。現状、いろんな意味で水道施設の統合であるとか、それによって管路は短くできるであろうとかいう見通しがあるんだろうと思うんですけども、できるだけそういうものについて、出せるものはこういう形でやりたいとか、やってみたくかいうものを出していくことも必要じゃないかなというふうに思うんですよ。だから、ただ単に絵に描いた餅にならないように、いろんな意味で検討課題は共有していくということも必要やと思うんで、できるだけ委員会等に逐一そういうところを出して行って、やっていっていただきたいと思うんで、この数字がこっだけ減らせるということについて、ある意味、望みを持てるのか持てないのかという部分が本当に問題になってくると思うんで、これが半分になれば、かなり経営的にも楽になるという部分はあろうかと思うんで、その辺のところをやっぱり出して行っていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 必要な部分について、議会のほうにも提出をさせていただいて、またそのときにいろいろと御意見も賜りたいと思っております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 先ほども言いましたように、有収水量が少ない、これを少しでも増加させるために、未整備区域においては地元の要望なり料金収入の費用の効果を考慮しつつ今後の整備について検証を進めるというふうにしておりますけれども、現在まで未整備のところ、この未整備のところはなぜ未整備なのかという理由は、ちょっと私自身が理解してないので、その辺についてちょっとお伺いしたいと思うんですけど。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 水道の普及率というんですか、そういったところではかなり高い数字が出ておまして、もうわずかというところなんですけど、恐らくそこにつきましては、地形的な問題であるとか、そういったことでなかなか管路を持っていけないといったような状況というふうに思っております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 地域を見させていただければ、まずそこへ管路をとということ自体で、はや大きな金額が発生する、また、その費用対効果というものをみていく部分でもちょっと首をかしげるようなところもあります。しかし、その地域に水を安定的に供給するなり、あるようにするという事は、これはまた市の使命でもあるというふうに考えますので、その辺のところをよく考慮して、いろんな意味で管路にするのか、ほかの施設をきちっと維持していくのかという部分については、これからも考えていく必要があると。

だから、単に有収水量を上げるために、そこを水道に入れてしまうというようなことはないように、できるだけ地域との話し合い、先ほどありましたように要望に基づいたもので進めていっていただきたいというふうに考えます。

また、繰入金、先ほどありましたように国の基準というのがあるというんですけど、ちょっと国の繰入基準というものについて、若干お伺いしたいと思うんですけども、どういう形の繰入基準があるのか、お伺いしたいと思うんですけども。

○議長（東 豊俊君） 富田建設部長。

○建設部長（富田健次君） 地方公営企業の一般会計よりの繰り出しの基準でございますけども、この水道で申し上げますと、例えば消火栓の関係であるとか、それから災害対策、それから水源開発の関係、それから広域化の部分、それから上水道の高料金対策に対する経費などなど、そういった基準に基づいて一般会計からの繰り出しというようなことでされてございます。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 今かなりの金額が繰入金として入れておられます。当然先ほど市長がおっしゃったように、そこをそれ以上超えてまでという部分は大変難しいところがあると、私もそう思うんです。ということで、最終的に水道をどうするかという点にきますと、やはり市民の方々の理解と、また事業者の努力ということに尽きる、これしかないんでしょうか。ということは、やはり先ほど提案しましたように、市民の方と話し合っているいろんな意味で皆さんの理解を求める、そして、いつからどういうことをすれば、この水道事業が安定的に皆さんの口に水が運べるのかということも、おのずと見えてくると思うんで、その辺はやはり思い切ってそういうことをやっていくということを考えていただきたい、そういうふうに思います。もう一度お願いします。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） できるだけ可能な、できたら全ての情報を出してみんなで考えましょうというスタンスは当然のことです。

特に、繰り入れ状況は昨年で約7億近い、通常の類似団体と比べると、約10倍近い状況だったと、こう思っています。特に、元利償還金の50%の繰り入れとか、いろいろ先ほどあったとおりになんです、それらも現実としてあるわけですから、しっかり市民の皆さんに的確に、こんなことですよと。それから管路が長い本管の中でぶら下がりはこの状況で、償還の中でこういうふうになってますよということも含めて、しっかり出して行って、この問題を一緒に考えていくと。その場合によって、上げるのか、下げるのか、そのままいくのか、こういうことになるかと思しますので、基本的にはそういう考え方で努めていきたいと、このように思っています。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 確かに6億9,600万円、大変多くのお金を入れてあります。高料金対策、それほど元利償還金の部分ということで、そういうことについてもやはり市民の方は知っていただく必要があると思うので、その辺お考えいただきたいと思えます。

続きまして、森林整備・管理について、お伺いしたいと思います。

この4月から施行された宍粟市森林整備計画は、前回のものとどの辺が違っているのか。もしその違い点が明確に示されればお伺いしたいと思います。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 質問の中にもありますとおり、今回の法改正を受けまして、森林管理法の改定、これに伴う部分、これにつきましても明記いたしまして、規定の中で計画に入れていると、こういったところが大きな変更点かと思えます。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 3月にも似たような質問をしたと思うんですけれども、法律の施行が4月1日からであるということで、それを受けて順次進めていくというお答えであったように思います。

この中で、条件不利地間伐事業、先ほどちょっと市長のお話を聞いておりますと、所有者が自分でできないところを条件不利地という定義をされておるように聞いたんですけども、その理解でいいんでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 規定によりますと、経済として成り立たない森林、これ

が今回の対象になっております。ただ、広い意味では所有者がわからないとか、経営の意欲がない、こういったところについても、やはりそこんところはやっぱり経済として成り立つ森林にしていけないといけないので、そういったところについて環境譲与税が活用できないか、これは今から大きな課題になってくるんじゃないかなと私は考えております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 今、所有者がわからないという部分がありましたけれども、午前中にも同僚議員からありました中で、土地の明確化と所有者が不明とかいう形のものがあつたんですけれども、宍粟市の北部、一宮・波賀・千種においては山林も全て地籍調査が終わっておると思うんです。そういう意味においては、その辺のところは一定明確になっておる状況にあるのかなというふうに私は理解しておるんですけれども、そういうことがありながら、理由の中に不明者があるという部分を説明、部長のほうからあつたんで、これはおかしいことをおっしゃるなというふうに私は聞いておつたんですけれども、ともかくもう既に法施行も始まりまして、そういう状況にあるわけなんで、そしてまた、こういう条件不利地という部分について、もう既に宍粟市も施策として決めて進めようとしている中で、そういう不明者の確定というものは進めていくべきやと思うんですよ。

そういう意味においては、順次、地籍調査の終わっておる部分から、そういうところを明確にしていって、どういうスケジュールでそういう条件不利地の施業をしていくのかとかいうようなことを進めていかんかったら、もう既に先駆けて譲与税の補助まで出そうと国はしているんで、ましてや県は新聞紙上で宍粟市は森林に関しては専門的な部署まで置いてやっておると。宍粟市の動きを見ておるというところまで言わせておるんです。そういう意味においては、積極的にそういう部分を進めていく姿勢を見せていく必要があるんだと思うんですけども、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） おっしゃるとおりでございます。所有者かわからないといえますか、当然、山の場合、亡くなられたら相続ということが発生するわけなんです。それは山林に変わらず宅地でも同じだと思うんですけど、なかなか相続が進まない、それから共有名義の部分、これについてはやっぱり全員が理解されて、押印されないと、なかなか次の新しい所有者に変わらないとか、こういった大きい課題もございます。まして、やはり一番大きな要因としましては、山が経済として成

り立っていない、なかなか経営が厳しい、こういったことが大きな背景になって、なかなかそういった相続が進まないことだったり、共有化の問題、こんなことが出てくるんじゃないかなと、私は分析いたしております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） その山が要は儲からない、だから施業はできていない、管理ができていない、だから国もこういう法律を改正して、そういうところをカバーしようとしているわけなんです。それが理由で、じゃあ明確に所有者を特定したりすることに時間がかかると言うのであれば、法律を変えた意味が全然なくなってくるんです。明確になるまで待つとるといような状況ではだめだから、法律を改正して何とかプッシュしていけば、そこを要はできるようにしようというのが今回の法の改正じゃないかと思うんで、逆に担当部のほうがもっと積極的にそこを進めていかんかったら、今までと状況は一切変わらぬと思います。その辺どう思っていますか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 申しわけございません。ちょっと言葉が足りませんでした。そこの部分を放ったらかしで全然進めないということではなしに、やはり今から森林をしっかり把握して団地化していく、集積化していく、このことにはやはり不明の所有地があったりすると、やはりなかなか進みませんので、そのこともあわせて事業のほうを進めていく、その気持ちには変わりはありません。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 確かにおっしゃることはよくわかるんですけれども、踏み出して動かないと絶対に物事は進まないんで、考えておるだけではできんと思うんですよ。だから、そういうスケジュール的なものをきちっと明確にして、委員会に提出してやっていただきたいというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 可能な限り調査して、整いましたら報告させていただきます。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 森林経営計画という事業はずっとあるんですけれども、兵庫県の実績をずっと見ますと、宍粟市が一番多い、全体の中でも半分近く宍粟市がやっておるような状況やと思うんですよ。それでもまだまだ進んでいないという認識があると思うんです。それはなぜかという、林地の集積ができない部分が結構

あるというふうに聞いておるんです。要は、そういうところについて、それも先ほど部長にお願いしたように、そういう所有者のわからないところとか、放っといてくれと、言い方悪いですけども、うちの山やで放っといてくれという方がおられる、これも現状なんですよ。だから、そこんところ放っといたらどうなるんやと。この改正の中には、私とかがやるで放っといてくれと言ったけども、しない人に対しては、また強制的にそこをやるようにできるという部分があるんですよ。だから、そういうところをどういうふうにしていこうというふうにお考えなのかなあと。本当にそれをどんといかんかったら、絶対前に進まんと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私はこれから進めていく上で、今おっしゃったことをどう取り組んでいくかということは非常に大事やと思うんです。当然、どなたの山かわからん、あるいはやる気のない、それも含めてある意味強制的に法に基づいてやっていけるようになっていったと。それには専門的な知識を持った者が携わって引き込んでいく。それが林政アドバイザーということで、冒頭申し上げたとおり、当然職員も専門性はあるんですけども、さらにそういったこと。

それから、もう一つは、今度の経営計画の中にそれも抱き込んでいくことも含めて、もう少し官民のことも含めてやっていける状況に今度の法律ができるので、そういう方向に導いていきたいと、このように考えております。

それから、もう一つ、条件不利地というのはいろいろあるんですけど、私も県の法律でやっぱり急傾斜地であったり、災害のおそれのあるところも含めて、もしそういう不利地で個人が意思がなかったとしても、私は先行してやるべきだろうと、このように考えております。そのアウターフォローとして、場合によっては里山という考え方の中で少し低木を植えていって、山を守るということも今度の中で考えていかないと、なかなか進まないと思っております、そのためには、私は今回の譲与税が先行してなされるので、五つの目標を定めて順序よくやっていくと。おっしゃったように、今後いち早くスケジュールの明確化ということでありますので、担当部署と一緒に考えて、どの時期にここまでいきましょう、せめてここからでもということを確認に議会にも提示できるように努力してきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 積極的なお言葉をいただいたと思います。しかし、先ほどよりあります条件不利地の中での急傾斜地とか災害発生のおそれがある場所、これ

はいわゆる今までよく言われております谷川沿いの急傾斜の土地、本当にもうこんなところまでよく植えたなというところまで植えてある状況が見られます。そういうところが土砂崩れを起こして河川を塞ぐという状況にちよくちよくなっておる状況です。

そんな中で、今回の条件不利地の中の間伐は恐らく切り捨て間伐ということになっておったように思うんですけれども、この切り捨て間伐は特別危ないと思うんですよ、そういうところでは。土砂崩れが起きそうなところで、確かに間伐することによって日当たりが悪く、雑草が生えるとかいうような部分はあろうかと思うんですけれども、逆に土砂崩れが起きた場合は、その切り捨て間伐したものはそのまま流れてくるといことも起こりますし、川に流れると。また、災害の引き金にもなるという部分があるんで、その辺の考え方をもう少し考えていただきたい、そういう場所においてはどんな方法を使ってでも木は出すと、取り除くということは本当にそういう防災の観点からの山の手入れというふうに考えるんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） おっしゃるとおり全て間伐した材を搬出するというのは理想といいますか、一つの手法だと思えますけれども、県のほうの事業で間伐しまして、切り倒しの次にする手段としまして、木と木の間を木を堆積しまして、それが小さなダムといいますか、防止機能になるといった、こんな事業もごございますので、そんなことも併合しまして、そんな対応のほうを考えていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 緊急防災林というようなところで、倒した木を株にもたせかけて、上からの落石とかを防ぐという状況の事業はよく知っておるわけですが、急傾斜地で、ましてや谷川沿いでというところは、昨年うちの村でそういうところでやったところがあるんですけれども、その木があることによって水がせきとめられる、余計にせきとめられてダムになるということが起きます。

そういう意味において、どこでもここでも緊急防災林的なそういうことが成り立つというものではないと思うんです。やっぱりその辺のところを先ほどおっしゃったような森林アバドバイザー的な、そういう本当に山のわかった人は、ここはそんなことをしても無理やと、ここは絶対木を退けなあかんという部分はあると思うんですよ。そういうところについては、きちっとそういう対応はできる事業として進

めていただきたい。画一的にこういうことをするんだよって、どんなところでもそんなことをやったら、なかなかええことやりよんなど、宍粟市はええことやりよんなどは言ってもらえないと思うんですよ。その辺もう一度考えてみていただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） まず間伐を進めることによって、光が差し込んで、山が強い山になる。これが一番大切なことだと思いますけれど、ただ、切った材木がそういった障害を起こす、こういったことも事実でございますので、場所等、やっぱり先ほど提案があったように、十分調査しまして、それに対応するような施策を進めていきたいと考えております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） その点、本当にお願いしたいと。画一的に全てをそういう形で考えるのではなしに、やっぱりそういうところはきちっと見ていていただきたいというふうに思うのでお願いします。

それと、今回、兵庫県のほうが譲与税の中で新しい取り組みをされようとしております。染河内にあります森林大学校において、市町村職員の森林に関する養成講座をやるということがこの間決定したようにホームページで見ました。これについて、今年の新卒者の採用のときに、その大学の生徒を募集しなかったのかということを経済部長にも言ったんですけども、挑戦していただけたらよかったですというお答えだったんです。私にしましたら、初めての卒業生を自分とこの宍粟市に学校を誘致してやったんですから、一人でもええから、直接雇い入れると、宍粟市に取り込むという姿勢が欲しかったなあというふうに思ったんですけども、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私、応募があつて挑戦していただいたというように思いまして、結果としてだめだったというふうに聞いております。

ただ、今後はそのことも十分反省しながら、どうやって市民の皆さんとコンセンサスを取りながら、このことを考えていくかということだと思いますので、ぜひ戦力になるように大いに期待をしておるところであります。

それから、先ほどおっしゃったように県も森林大学校で、私もいろいろこれも俗に言う大学のリカレント教育みたいな形で、社会人がそこへということ、もう既にやっておられるんですが、もう少しピンポイントにということをお願いしてお

たところ、ああいう形でやっていただくことで非常にありがたいと思っていますので、そういうところで専門、スキルアップできるんじゃないかと、このように期待しております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 今のお言葉ですと、宍粟市の職員も何名かその講座に参加させる予定ではあるのでしょうか。

今年からあるんですね、これ。市町職員養成講座運営事業というものが募集しまして、6月5日に決定しております。内容としては、森林経営計画制度とか、森林法令について、それから森林経営管理制度について、森林経営について、森林整備について、森林情報の活用について、森の林地の活用であるとか、林地台帳の整備とか、伐採造林及び路網整備の技術や実務とか、こういうことについて研修をするという、市町村の人間を。御承知だと思うんですけども、そういう職員を派遣して研修させるということはお考えでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変失礼しました。私は昨年度の職員の採用のことかなと思っていたんで。それは先ほど申し上げたとおりあったんですが、残念ながらそういうことであったということであります。

それから、当然、森林大学校も当然社会人枠をこれまでもやっていろいろ経験して、今度スキルアップでそういうことをやられています。もう既に御存じかもわかりませんが、担当職員も森林インストラクターの研修とか、いろんなのを受けておりまして、今回については参加しているかどうかは大変申しわけありません。私の段階では承知しておりませんが、その講座があるということは承知しております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） その辺また確認いただいて、大変有意義な講座やと思うんで、また宍粟市にございます学校でもございますので、積極的に利用して優秀な職員が育つようにしていただきたいと思うんです。

先ほど来、いろんなことを言ってきましたけれども、昨年、経験しましたように、山のいろんな管理不行き届きの部分もあったり、いろんなことによって大きな災害が起きておると。これは当然御承知のとおりだと思うんですけども、今回、もう1点改正されております国有林野経営管理法を改正されたということで、来年の4月1日からということになっておりますけれども、これは国有林を仮に50年という長期にわたっての伐採許可を与えるということになるんだと思うんです。これはどこ

になるかわからない、国有林全部じゃないと思うんですけども、兵庫県の中でも宍粟市が一番多く抱えておる国有林、それが一番最上流で抱えておるといような状況にあらうかと思うんです。ここをもし仮に皆伐されてしまった場合、昨年度のような豪雨が発生した場合にどれだけの水量が発生するかという部分については、もう論ずるよりも明確やというふうと思うんですけども、それに対して、これは国がなされることなんで、我々がとやかく言ったからどうなるというものでもないと思うんですけども、やはりこれはまだまだ今からいろんな意見を聞きながら、来年の施行につなげるということなんで、やはり今これは造林を要求してないんです。切りっ放しでも何も文句言われない事業なんで、事業者としては木をどんどん出して、事業的に成り立てばそれで一番いいというふうを考える、これ当然やと思うんですね。もっと良心的な事業者であれば、これを放っておいたら災害につながるということで、いろんな意味で行動をする事業者もあらうかと思うんですよ。それはまあ事業者に委ねることになっております。

そういう意味においては、その辺のところをもっと厳しく管理していただけるように、国県にお願いできる、今からならまだ1年の間にいろんな意味で内容的な部分をいらっていただけるかもしれませんので、先ほどおっしゃったように、市長は兵庫県の代表の方でもありますので、もっと率先してその辺のところを皆さんに訴えて、兵庫県から国のほうに、林野庁のほうにその辺のところをきちっともっと厳しくしてくれということを訴えていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 冒頭申し上げたとおり、宍粟市が先行して10年の中で千種でああいう形をさせていただきました。基本的には再造林を義務づけをしておって、その契約で結んで10年間の中で業として成り立って、里山も含めて再造林しております。こういうシステムで、あまり例がないんですが、宍粟市はいろいろ職員が提案してくれてやったと。今回は50年ということでありまして、数百ヘクタールという、とてつもない規模で国有林ということではありますが、ただ、再造林の義務化がないというのは、私も非常に危惧しておりまして、これからやっぱりどうやって再造林を、あるいは人工林だけでなしに、混交林としてどうやっていくかというように、これは強く要望していきたいと、このように考えております。

ただ、宍粟市の場合、国有林は御存じのように県下で一番大きいんですけども、数百ヘクタールというところはないんですけども、それでも幾らか団地を飛んでで

きるという可能性もあるというふうの中に書いてありましたんで、ぜひそんなことにならんように、皆伐されるとやっぱり災害ということが危惧されますので、基本的には国のほうに、農林水産省にも要望していきたいと、このように考えておりました、何とか再生林が今後義務化ができるように、それに支援ができるようにして、50年の中でうまくサイクルが回るようにできればいいなあということで、これからも強く要望していきたいと、このことは大事だと考えております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 今、市長おっしゃいました混交林事業ですね、要は再生林にしても、スギ、ヒノキだけではなく、ケヤキであり、ナラ、クヌギ、そういったもので自然林に戻すという形のやり方、確かに今までスギ、ヒノキを植えることばかりに集中して、周りが全部そうになってしまうという状況があったと思うんですけども、やっぱりその辺のところをもっと考えていって、確かに50年、60年と人工林にしてしまったものに、それを自然林に戻すというのは、本当に大変なことやと思うんです。これもまた10年、20年かかっていくと。当然そうやと思うんですけども、やはり今の獣害対策としても、やはりもっともっと奥地でのそういう混交林的なものにしていくということは大切やと思うんで、その辺についてももっと力を入れていただきたいというふうに思います。

それと、最後になりますけれども、混交林をしたり、いろんなことをする中で、今、里山のほうでも自然林がたくさんあるんですけども、今、京都とかあの辺ではナラ枯れ病とかいうことで、30年も40年も放ったらかしのままの自然林は、そういう病気が、病気がって虫ですね、そういうことで枯れていく。だから自然林が枯れていくと、これまた再生林するのは大変なことやと思うんですよ。30年近くぐらいのところまで切っていくと、また萌芽が始まって、また新しく山がよみがえると、これは昔、この近辺でずっとやっていた炭焼きとか、薪取りとかで、結局それですべてリサイクルされてきたというふうに思うんですけども、そういうことについてもっと推奨する、自然林を何とかしていききたいというお考えはないでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私たちが子どものときは、山へ行ったら、芝刈りしたり、薪、父親がしたりして、また10年たつと自然に大きくなって、また芝刈ってと。こう循環しておった。それがいつの間やらなくなって、それが50年たつとああいう状況になっておると。ナラ枯れも含めていろいろありますけども、今後は私は、今の段階では少し出てきよるんですけども、そういったところ、里山整備というのは概念が

あるんですが、山の上までにそういったところの芝山の整備という概念がありませんので、これからどないして、それが必ず課題として出てくると思うんで、今日の段階ではこんなことにとというのは思いつかんですが、ただ、私は非常にこれから大事な要素になってくると思います。

ただ、薪を使って火を炊いたり、いろんなことで進めていく、それではとても追いつくわけではないんで、私はこれからその課題は出てくると思いますが、今日の段階ではちょっと今これといったことがありませんが、ただ、大事な要素ということとは認識しております。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それについて兵庫県にあります農山漁村山林多面的機能発揮型という、そういう補助事業がありまして、そういう事業を兵庫県下で実は福知地区はかかわっております。最終的に残り11.7ヘクタールでしたか、残っただけですけども、それは自然林のいわゆる間伐して萌芽を誘って山を再生するという事業なんです。そういう事業もあるんです。だから、そういうことをもっと進めてもらいたいというようなこともお願いしていただきたいなというふうに思いますし、宍粟市独自でもそういう考え方を一遍整理していただいて、研究をお願いしたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変申しわけありません。そのことを十分認識しておりませんでしたので、少し検討して、活用できる部分、恐らく生産森林組合だったり、民間だったり、いろんなどころがお持ちだと思いますんで、研究させていただきたいと、このように思います。

○議長（東 豊俊君） 11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 生産森林組合だったり、個人所有だったりあるんですけども、生産森林組合も個人も手が届かない状況にあると思うんです。先ほどおっしゃったような不利地なんです。そういうことも含めて研究していただきたいと思うんで、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（東 豊俊君） これで、11番、飯田吉則議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、6月18日午前9時30分から開会をいたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午後 3時00分 散会)